



福岡県

第2期福岡県子ども貧困対策推進計画

すべての子どもたちが

夢と希望を持って

成長していける社会の実現を

目指す



2021→2025

令和3年度 令和7年度

第2期福岡県子ども貧困対策推進計画

令和3年3月



福岡県

第2期福岡県子ども貧困対策推進計画

発行日／令和3年3月

編集／福岡県福祉労働部保護・援護課

福岡県福祉労働部保護・援護課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

TEL 092-643-3315 FAX 092-643-3306

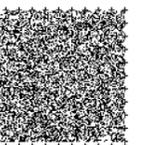
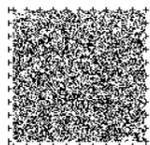
E-mail engo@pref.fukuoka.lg.jp

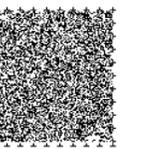
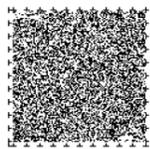
令和3年3月発行

福岡県福祉労働部保護・援護課

福岡県行政資料

分類記号 HB	所属コード 4600508
登録年度 02	登録番号 0002





## はじめに

子どもは福岡県の宝であり、未来への希望です。

次世代を担う全ての子どもたちが、夢と希望を持って成長していくことは、県民みんなの願いであり、子どもたちが安心して健やかに成長できる環境を整えることは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

県では、平成 28 年 3 月に策定した「福岡県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指して、全庁を挙げて、さまざまな施策を展開してまいりました。

また、国においては、より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を推進していくため、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、11月には子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」が新たに策定されました。

こうした中、令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済活動と感染予防対策の両立という新たな課題への対応が求められています。

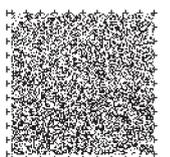
このような状況を踏まえ、厳しい状況にいる子どもたちをきめ細かく、かつ切れ目なく支え、将来にわたる貧困の連鎖を断ち切れるよう、「第 2 期福岡県子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。

本計画の推進に当たっては、県の取り組みのみならず、市町村をはじめ、学校やNPO、企業など、官民一体となって子どもたちを支援していく必要があります。ぜひ、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子どもの貧困対策の推進に関する部会の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただいた全ての皆さまに、心から感謝申し上げます。

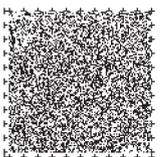
令和3年3月

福岡県



# 目 次

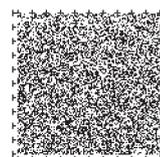
第1	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	第1期計画の検証	2
第2	子どもの貧困の現状	3
1	子どもの貧困率の状況	3
2	生活保護世帯の状況	5
	(1)生活保護の状況	5
	(2)年齢別生活保護受給者数の推移	5
3	社会的養護を必要とする児童の状況	6
4	ひとり親家庭の状況	7
	(1)ひとり親家庭等の世帯数の推移	7
	(2)世帯の年間収入(税込み)	7
	(3)就業形態	8
5	要保護及び準要保護児童生徒の状況	9
6	コロナ禍における子どもの状況	10
	(1)スクールソーシャルワーカーに対するアンケート調査結果	10
	(2)子ども食堂におけるアンケート調査結果	12
第3	基本目標と重点方針	16
1	基本目標	16
2	重点方針	16
第4	数値目標	16



第5	施策体系	18
1	施策体系図	18
2	具体的な施策	20
	(1) 教育の支援	20
	(2) 生活の安定に資するための支援	28
	(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に 資するための就労の支援	38
	(4) 経済的支援	42
○	子どもの貧困対策に関連する施策・事業	46
1	教育の支援	46
2	生活の安定に資するための支援	54
3	保護者に対する職業生活の安定と向上に 資するための就労の支援	63
4	経済的支援	66
第6	施策の推進体制	70
1	計画の推進体制	70
2	計画の点検・評価	71

【資料編】

○	第1期福岡県子どもの貧困対策推進計画の進捗状況	74
○	福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 子どもの貧困対策の推進に関する部会設置要綱	75
○	福岡県子どもの貧困対策推進本部設置要綱	77
○	子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）	80
○	子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）	84



## 計画の構成及びその要点

### 第1 はじめに

P 1

#### 1 計画策定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、**すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現**に向け、行政や民間団体等が連携して、コロナ禍における子どもの貧困対策のための各種施策を進めていきます。

#### 2 計画の位置付け

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づく計画とします。

#### 3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

#### 4 第1期計画の検証

福岡県子どもの貧困対策推進計画（第1期：平成28年度から令和2年度）で掲げた4つの数値目標については、令和元年度の実績は達していない一方で、計画掲載時と比較すると4指標すべてが改善しており、これまでの取組みによる一定の効果が図られています。

### 第2 子どもの貧困の現状

P 3

#### 1 子どもの貧困率の状況

日本の子どもの貧困率は、平成30年時点で13.5%となっています。

#### 2 生活保護世帯の状況

福岡県における生活保護を受給する世帯の17歳以下の子どもの数は、13,774人となっています。  
(令和元年度)

#### 3 社会的養護を必要とする児童の状況

福岡県における児童養護施設や里親などの社会的養護を必要とする児童の数は、毎年およそ1,700人前後となっています。

#### 4 ひとり親家庭の状況

福岡県における母子家庭の世帯数は72,315世帯、父子家庭の世帯数は10,152世帯となっています。  
(平成28年度)

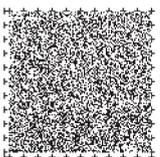
#### 5 要保護及び準要保護児童生徒の状況

市町村が実施する就学援助の対象となる要保護及び準要保護児童生徒数は、91,490人であり、公立小中学校の全児童生徒数に占める割合は、22.6%となっています。(平成29年度)

#### 6 コロナ禍における子どもの状況

スクールソーシャルワーカーへのアンケートや、子ども食堂が実施したアンケートの調査結果によると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、失職・減収による経済的困窮に対する保護者の不安や子どもの生活リズムの乱れなど、子ども及びその保護者に様々な課題が生じているおそれがあります。

このため、こうした課題を抱える子どもたちを早期に発見し、確実に支援に結びつけていくため、市町村をはじめとする関係機関やNPO等が密接に連携を図り、地域をあげて取り組んでいくことが求められています。



### 第3 基本目標と重点方針

P 1 6

#### 1 基本目標

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指します。

#### 2 重点方針

基本目標を達成するために、以下の4点を重点方針とします。

- (1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
- (2) 支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
- (3) 生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、地域の実情を踏まえた市町村における取組みの支援
- (4) 行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPO など、地域の関係者が一体となって行う支援

### 第4 数値目標

P 1 6

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、関連施策の実施状況や対策の効果等を客観的に検証・評価することが重要であることから、令和7年度に向けて数値目標を設定し、重点的に取り組んでいきます。

目標の項目については、国の大綱に示された指標のうち、都道府県別の数値があるものを設定するとともに、県独自の項目についても設定します。

### 第5 施策体系

P 1 8

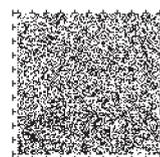
重点方針で掲げた4つの方針に基づき計画の基本目標及び数値目標を達成するために、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」及び「経済的支援」を施策の柱として、子どもの貧困対策に関する施策を総合的に推進していきます。

### 第6 施策の推進体制

P 7 0

子どもの貧困は、様々な要因が複雑に重なりあって生じており、こうした課題に総合的に対応していくため、教育、保健、福祉など部局の枠を超え、全庁一体となって効果的な施策に取り組んでいきます。

また、子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、県や市町村の行政機関をはじめ、関係団体や地域等の更なる一体的な取組みが重要です。これまで以上に様々な機関が相互に連携強化を図り、それぞれの地域の実情に応じた取組みを進めていきます。



## 第1 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、平成28年3月に、第1期となる「福岡県子どもの貧困対策推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、教育、福祉、労働、住宅などの関係部局が連携し、子どもの成長段階に応じた支援施策を進めてまいりました。

全国の子どもの貧困率（平成30年）は13.5%であり、子どもの7人に1人が貧困状態にある状況が続いています。

国では、令和元年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」（以下「法」という。）が改正され、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策の総合的な推進が明記されました。

さらに、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことが出来る社会の構築を目指す必要があるとの基本的な考え方の下、令和元年11月に、子どもの貧困対策を総合的に推進していくための新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定されました。

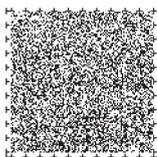
令和2年に入ってから、新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大し、福岡県では、令和2年4月及び令和3年1月の2度にわたり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令されるなど、県民の生活環境が大きく変化しました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、子どもたちの日常生活にも影響を及ぼしており、厳しい状況に置かれている子どもが増加しているおそれがあることから、より一層の子どもの貧困対策の充実が求められています。

このような中において、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、行政や民間団体等が連携をして、コロナ禍における子どもの貧困対策のための各種施策を進めていきます。

### 2 計画の位置付け

本計画は、法第9条第1項の規定に基づく都道府県計画とします。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、法・大綱の見直しの動向を踏まえるとともに、各施策の実施状況及び成果を見極めた上で、必要に応じ計画を見直すことにより、令和8年度以降も継続的に子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

### 4 第1期計画の検証

第1期計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）では、①貧困の状況にある子ども、貧困の状況に陥るおそれのある子どもに対する乳幼児期からの早期かつ一貫性のある支援、②生活保護世帯の子どもや児童養護施設に入所している子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対する着実な支援、③行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPOなど、地域の関係者が一体となって行う支援の3つを重点方針に掲げ、特に重点的に取り組むべき課題について、4指標に目標を設定し、進捗管理を図ってきました。

「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率」、「生活保護世帯に属する子ども（高等学校等卒業後）の就職率」、「児童養護施設の子どもの（高等学校等卒業後）の進学率」の4指標については、全国数値を上回る（下回る）という目標を設定しました。

令和元年度の実績でみると目標には達していない一方、計画掲載時と比較すると4指標すべてが改善しており、これまでの取組みについて一定の効果が図られたものと認識しています。（※）

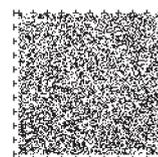
※第1期計画の指標の進捗状況一覧は、資料編に掲載。

施策・事業については、教育・福祉・労働など様々な分野で推進し、見直しを図ってきた結果、計画当初101事業であったものが、令和元年度には114事業まで拡充され、全庁を挙げて子どもの貧困対策に取り組んできたところです。

#### ○ 子どもの貧困に関する指標のうち、数値目標を定めたもの（4指標）の状況

指 標		計画掲載時 (H25年度)	直近値 (R1年度)	目 標 (R2年度)
生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等進学率	全国数値	90.8 %	94.0 %	全国数値を上回る
	福岡県数値	87.1 %	91.7 %	
生活保護世帯に属する 子どもの高等学校等中退率	全国数値	5.3 %	4.3 %	全国数値を下回る
	福岡県数値	6.6 %	5.7 %	
生活保護世帯に属する子ども (高等学校等卒業後)の就職率	全国数値	46.1 %	47.2 %	全国数値を上回る
	福岡県数値	42.5 %	45.1 %	
児童養護施設の子どもの (高等学校等卒業後)の進学率	全国数値	22.6 %	28.3 %	全国数値を上回る
	福岡県数値	14.7 %	24.2 %	

(厚生労働省社会・援護局、子ども家庭局調べ)  
(福岡県福祉労働部児童家庭課調べ)

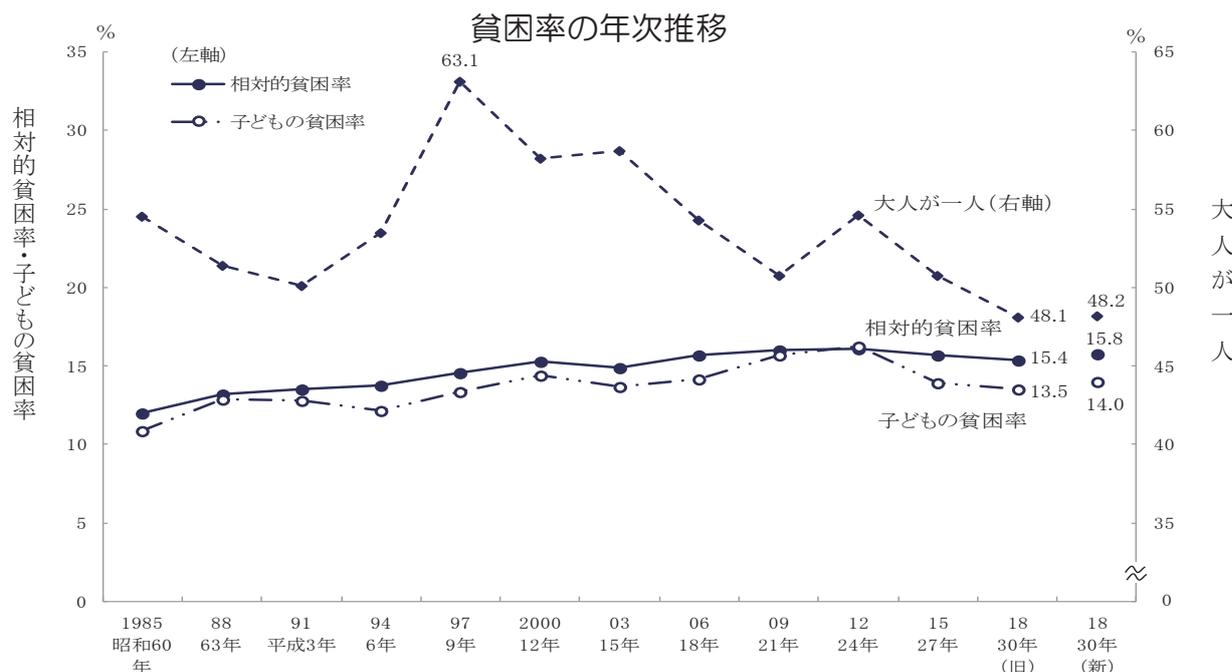


## 第2 子どもの貧困の現状

### 1 子どもの貧困率の状況

国民生活基礎調査によると、相対的貧困率は、平成27年では15.7%であったものが平成30年には15.4%と減少し、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの貧困率も、13.9%から13.5%へと改善しています。

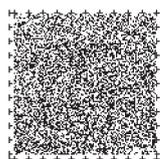
また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は48.1%と、大人が二人以上いる世帯の貧困率10.7%に比べて非常に高い水準となっています。



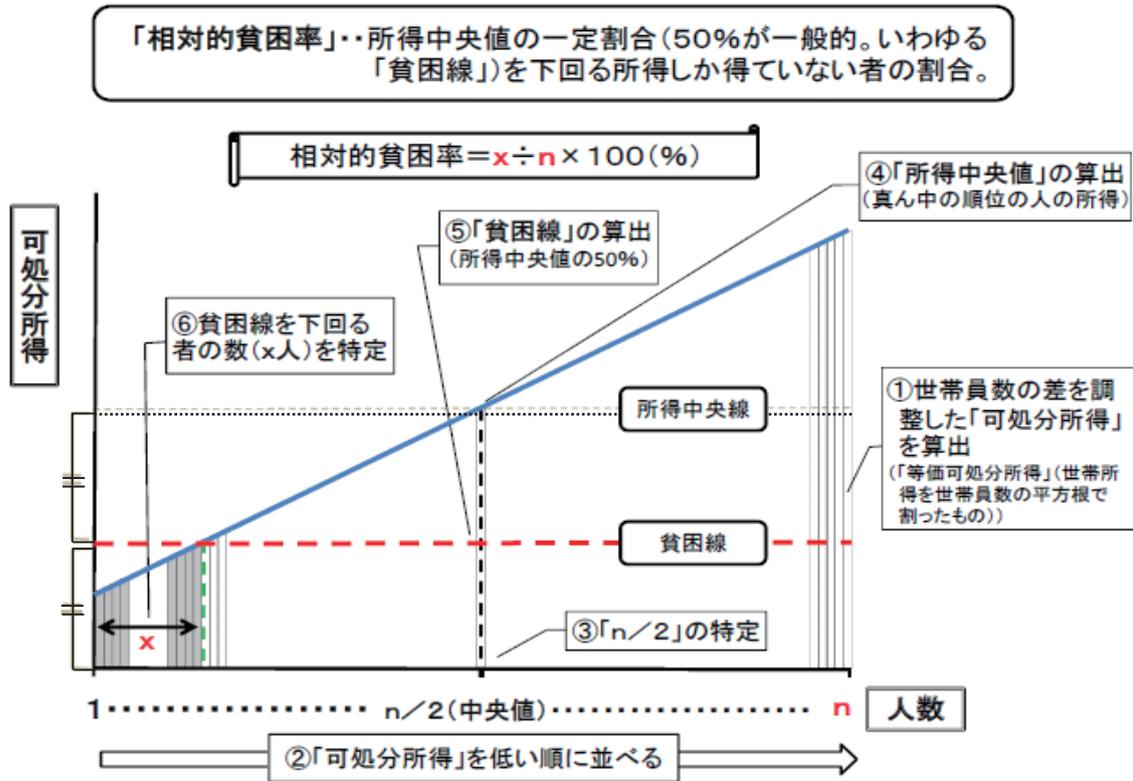
	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
相対的貧困率	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%
子どもがいる現役世帯					
大人が一人	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%
大人が二人以上	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%
貧困線	127万円	125万円	122万円	122万円	127万円

(国民生活基礎調査)

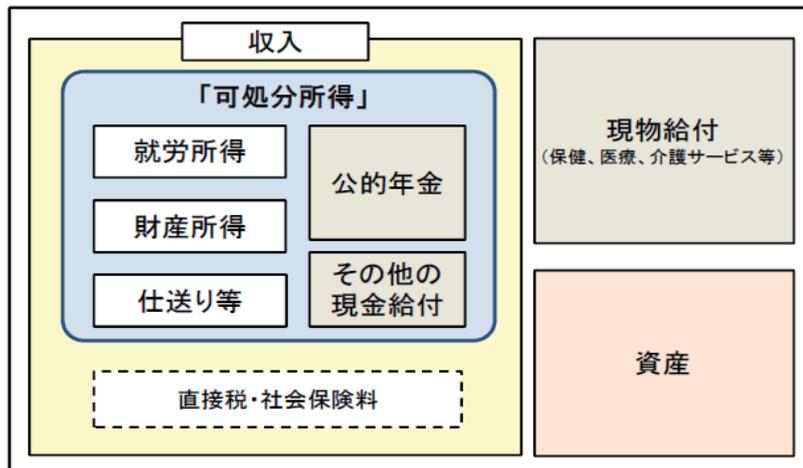
- ※ 相対的貧困率： 貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。
- ※ 貧困線： 等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。
- ※ 等価可処分所得： 世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。
- ※ 可処分所得： 収入から直接税・社会保険料を除いたいわゆる手取り収入をいう。
- ※ 子どもの貧困率： 子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいう。
- ※ 子どもがいる現役世帯の貧困率： 現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいう。
- ※ 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。



◎相対的貧困率の算出方法



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。

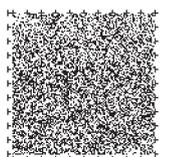


(相対的貧困について)

相対的貧困者とは、上図からわかるように、その人が属する社会(国等)における平均的な生活水準よりも、著しく低い所得水準にある者のことを言います。

したがって、相対的貧困者とされる人の所得水準は国によって異なりますし、当該社会(国等)における貧困線所得額も、その社会自体の経済の盛衰に伴い変動することとなります。

なお、相対的貧困率でいう所得は「可処分所得」のみで算出されており、現物給付や資産の保有状況は反映されていません。



## 2 生活保護世帯の状況

### (1) 生活保護の状況

県内の生活保護受給世帯数は、令和元年度平均で 94,600 世帯、受給者数は 123,357 人、保護率は 2.41%となっており、平成 27 年度平均と比較すると、世帯数、受給者数及び保護率のいずれも減少しています。

#### 生活保護の状況

	平成27年度平均			平成28年度平均			平成29年度平均			平成30年度平均			令和元年度平均		
	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (%)												
市部	25,051	34,632	2.10	24,807	33,763	2.05	24,532	32,881	2.01	24,329	32,302	1.94	24,215	31,846	1.89
郡部	14,499	21,916	3.34	14,355	21,377	3.27	14,175	20,860	3.20	13,718	19,903	3.18	13,330	19,149	3.19
北九州市	18,630	24,022	2.49	18,586	23,766	2.47	18,552	23,516	2.46	18,389	23,160	2.44	18,367	22,916	2.42
福岡市	33,148	44,223	2.91	33,380	43,985	2.86	33,662	43,777	2.82	33,687	43,430	2.77	33,570	42,897	2.72
久留米市	4,917	6,570	2.17	5,097	6,709	2.20	5,205	6,781	2.22	5,166	6,672	2.19	5,118	6,549	2.15
県全体	96,245	131,362	2.58	96,225	129,600	2.54	96,127	127,816	2.50	95,288	125,648	2.46	94,600	123,357	2.41

(県福祉労働部保護・援護課調べ及び被保護者調査)

※ 市部、郡部及び県全体は、年間延べ数を 12 月で除したものである。

※ 年度平均のため、各項目の合計が県全体の数値と一致しない場合がある。

#### 【参考】地域別生活保護の状況（令和元年度平均）

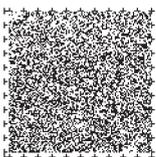
	被保護世帯数（世帯）	被保護人員（人）	保護率（%）
福岡	43,157	56,099	2.12
北九州	24,038	30,528	2.42
筑後	10,792	13,919	1.74
筑豊	16,613	22,812	5.63
計	94,600	123,357	2.41

### (2) 年齢別生活保護受給者数の推移

県内における令和元年度的生活保護を受給する世帯の 17 歳以下の子どもの数は、13,774 人です。

生活保護受給者に占める割合は、この 5 年間で徐々に減少し、令和元年度は 11.2% となっています。

また、生活保護を受給する 17 歳以下の子どもの保護率は、令和元年度で 1.71% となっています。



### 年齢別生活保護受給者数の推移

	平成27年度 (人)	平成28年度 (人)	平成29年度 (人)	平成30年度 (人)	令和元年度 (人)
0～5歳	3,827	3,609	3,389	3,177	3,011
6～11歳	5,715	5,517	5,114	4,998	4,718
12～14歳	3,721	3,476	3,228	3,029	2,862
15～17歳	3,828	3,664	3,476	3,381	3,183
<b>小計</b>	<b>17,091</b>	<b>16,266</b>	<b>15,207</b>	<b>14,585</b>	<b>13,774</b>
<b>構成比</b>	<b>13.2%</b>	<b>12.6%</b>	<b>12.0%</b>	<b>11.7%</b>	<b>11.2%</b>
18・19歳	1,160	1,013	864	818	833
20～29歳	3,721	3,548	3,279	3,209	3,127
30～39歳	7,315	7,026	6,724	6,385	6,125
40～49歳	12,448	12,377	12,048	11,663	11,175
50～59歳	16,057	15,587	15,164	15,016	14,684
60歳～	72,185	72,941	73,034	73,062	72,982
<b>小計</b>	<b>112,886</b>	<b>112,492</b>	<b>111,113</b>	<b>110,153</b>	<b>108,926</b>
<b>合計</b>	<b>129,977</b>	<b>128,758</b>	<b>126,320</b>	<b>124,738</b>	<b>122,700</b>

17歳以下の 保護率(%)	<b>2.08%</b>	<b>1.99%</b>	<b>1.86%</b>	<b>1.80%</b>	<b>1.71%</b>
------------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

(県福祉労働部保護・援護課調べ及び被保護者調査)

※ 受給者数は、各年7月31日現在の人数である。

※ 構成比は、生活保護受給者に占める17歳以下の比率である。

※ 17歳以下の保護率は、17歳以下の生活保護受給者を各年10月1日現在の人口で除したものである。

### 3 社会的養護を必要とする児童の状況

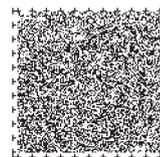
「社会的養護」とは、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。県内における社会的養護を必要とする児童の数は、1,700人前後で推移しています。

#### 社会的養護を必要とする児童数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童養護施設(人)	1,234	1,138	1,090	1,039	1,032
児童自立支援施設(人)	25	28	23	19	16
里親(人)	248	270	269	287	303
児童心理治療施設(人)	17	20	29	45	49
乳児院(人)	136	136	126	120	124
ファミリーホーム(人)	110	102	117	108	114
自立援助ホーム(人)	6	18	29	27	30
<b>合計</b>	<b>1,776</b>	<b>1,712</b>	<b>1,683</b>	<b>1,645</b>	<b>1,668</b>
母子生活支援施設(世帯)	228	212	179	160	172

(県福祉労働部児童家庭課調べ)

※ 入所等児童数は、各年10月1日現在の人数である。



## 4 ひとり親家庭の状況

### (1) ひとり親家庭等の世帯数の推移

平成28年度に実施した福岡県ひとり親世帯等実態調査によると、県内の母子家庭の世帯数は72,315世帯、父子家庭の世帯数は10,152世帯となっており、平成23年度と比較すると、母子家庭は約2,400世帯減少していますが、父子家庭の世帯数は約180世帯増加しています。

#### ひとり親家庭等の世帯数の推移

	総世帯数		母子世帯				父子世帯				養育者世帯			
	平成23年度	平成28年度	平成23年度		平成28年度		平成23年度		平成28年度		平成23年度		平成28年度	
			推計世帯数	出現率(%)										
市 部	630,498	714,182	25,196	4.00	23,662	3.31	3,179	0.50	3,377	0.47	381	0.06	331	0.05
郡 部	244,300	281,423	10,017	4.11	10,312	3.66	1,223	0.55	1,648	0.59	150	0.06	148	0.05
北九州市	423,706	427,941	15,733	3.71	14,708	3.44	2,229	0.53	2,322	0.54	-	-	-	-
福岡市	721,408	779,910	19,970	2.77	20,377	2.61	2,777	0.39	2,304	0.30	-	-	-	-
久留米市	122,714	131,794	3,812	3.11	3,256	2.47	567	0.46	501	0.38	-	-	-	-
県全体	2,142,626	2,335,250	74,728	3.49	72,315	3.10	9,975	0.47	10,152	0.43	-	-	-	-

(福岡県ひとり親世帯等実態調査)

※ 総世帯数は、各年度11月1日現在の世帯数による。(県企画・地域振興部調査統計課)

ただし、北九州市、福岡市は市提供資料による。

※ 養育者世帯とは、父母のいない子どもとその扶養者で構成されている家庭または父母のいない子どものみの家庭をいう。

※ 出現率は、各市町村から提出された母子世帯、父子世帯、養育者世帯の推計世帯数をもとに、調査回収結果から推計したものである。

### (2) 世帯の年間収入(税込み)

平成28年度に実施した福岡県ひとり親世帯等実態調査によると、世帯の年間平均収入は、母子世帯が241万円、父子世帯が404万円、養育者世帯が272万円となっており、いずれの世帯とも「200万円～300万円未満」の収入が2割以上で最も高い割合を占めています。

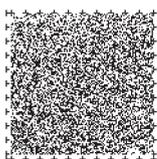
また、母子世帯においては、300万円未満の割合が全体の7割を超えています。

#### 世帯の年間収入(税込み)

	収入はない	(%)										平均額(万円)
		100万円未満	100万円～150万円未満	150万円～200万円未満	200万円～300万円未満	300万円～400万円未満	400万円～500万円未満	500万円～700万円未満	700万円～1,000万円未満	1,000万円以上	無回答	
母子世帯	0.8	10.4	13.4	18.0	28.8	13.0	5.4	3.2	1.1	0.1	5.8	241
父子世帯	-	4.9	2.8	5.8	23.2	19.8	13.3	14.5	6.4	2.8	6.4	404
養育者世帯	2.3	13.6	14.8	15.9	21.6	10.2	6.8	4.5	4.5	1.1	4.5	272

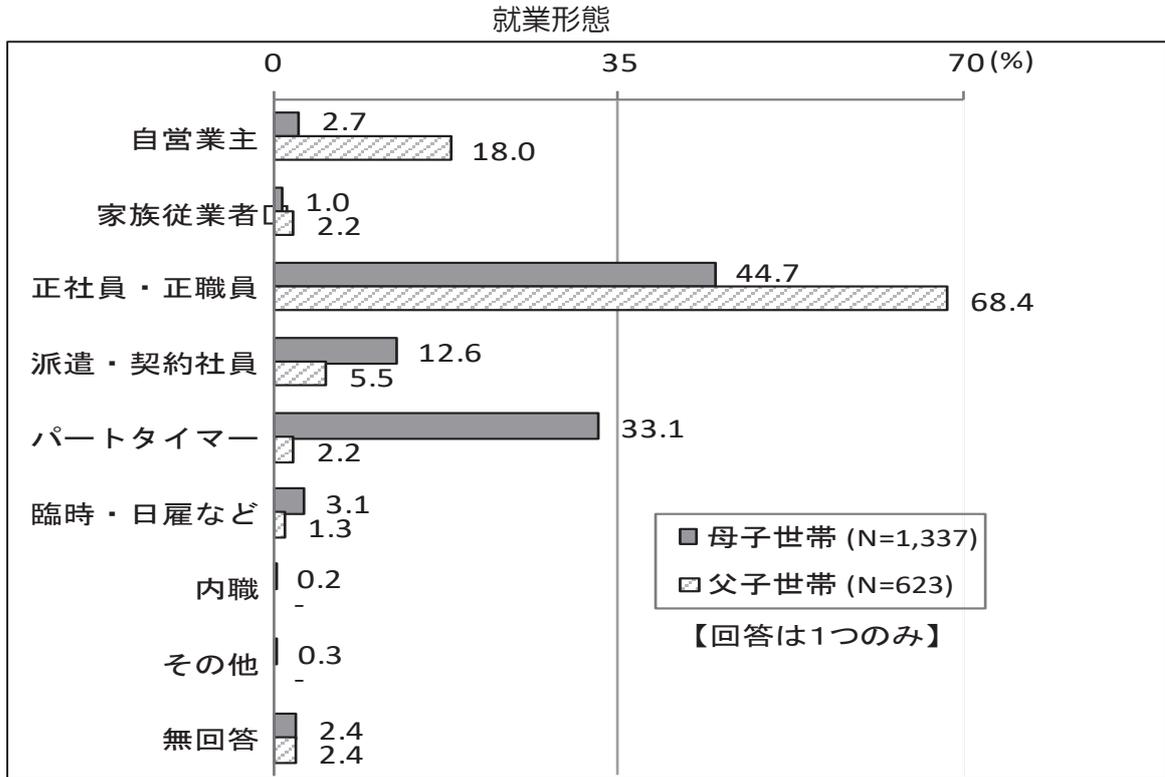
(平成28年度 福岡県ひとり親世帯等実態調査)

※ 年間収入(税込み)の平均額は、「100万円未満」は50万円、「100万円～150万円未満」は125万円など、それぞれの中間値をとり、「1,000万円以上」は1,200万円とし、「収入はない」と「無回答」を除いた標本数で算出したものである。

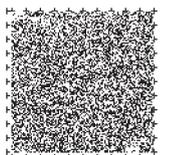


(3) 就業形態

就業形態については、母子世帯、父子世帯ともに「正社員・正職員」が最も多いが、父子世帯では「正社員・正職員」が6割を超えているのに対して、母子世帯は4割程度にとどまっており、母子世帯は父子世帯よりもパートタイマーや派遣・契約社員等の非正規雇用による就業の割合がかなり高くなっています。母子世帯では3割以上が「パートタイマー」による就業となっています。



(平成28年度 福岡県ひとり親世帯等実態調査)



## 5 要保護及び準要保護児童生徒の状況

市町村では生活保護の対象となる要保護児童生徒、また、要保護児童生徒に準ずるものとして市町村が認定する準要保護児童生徒に対して就学援助を行っています。

福岡県における要保護及び準要保護児童生徒の数は、平成29年度において91,490人であり、公立小中学校の全児童生徒数に占める割合は22.6%となっています。また、平成25年度調査と比較してみると、平成27年度までは増加していますが、平成28年度からは減少に転じています。

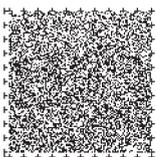
要保護及び準要保護児童生徒数の推移

	5月1日現在の公立小中学校の児童生徒数 (a)			要保護児童生徒数 (b)			準要保護児童生徒数 (c)			要保護・準要保護児童生徒数 (b)+(c)			要保護・準要保護児童生徒数/公立 小中学校の児童生徒数 ((b)+(c)/(a))		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
平成25年度	270,551	134,012	404,563	5,954	3,670	9,624	52,306	29,591	81,897	58,260	33,261	91,521	21.5%	24.8%	22.6%
平成26年度	270,389	133,558	403,947	5,898	3,589	9,487	54,128	31,322	85,450	60,026	34,911	94,937	22.2%	26.1%	23.5%
平成27年度	271,060	132,802	403,862	5,639	3,631	9,270	54,794	30,978	85,772	60,433	34,609	95,042	22.3%	26.1%	23.5%
平成28年度	272,778	131,044	403,822	5,403	3,393	8,796	54,281	30,086	84,367	59,684	33,479	93,163	21.9%	25.6%	23.1%
平成29年度	275,260	128,929	404,189	5,060	3,185	8,245	56,298	26,947	83,245	61,358	30,132	91,490	22.3%	23.4%	22.6%
(全国)	6,347,066	3,082,328	9,429,394	73,794	47,373	121,167	814,502	471,419	1,285,921	888,296	518,792	1,407,088	14.0%	16.8%	14.9%

(文部科学省「就学援助実施状況等調査」)

【参考】地域別要保護及び準要保護児童生徒数（平成29年度）

	福岡	北九州	筑後	筑豊	計
児童生徒数(人)	48,319	19,441	13,170	10,560	91,490
地域別全ての児童生徒 数に占める割合(%)	22.7%	20.3%	20.9%	33.2%	22.6%



## 6 コロナ禍における子どもの状況

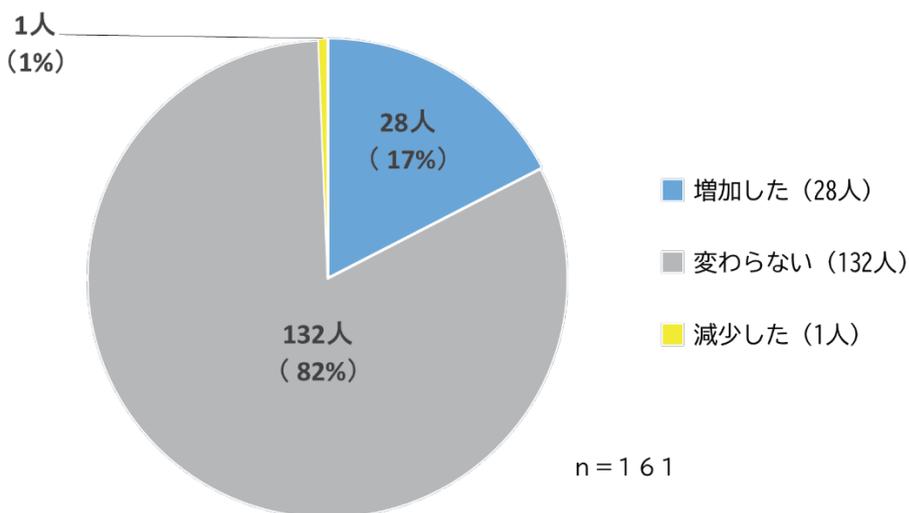
### (1) スクールソーシャルワーカーに対するアンケート調査結果

本計画の策定にあたり、子どもの身近な居場所である学校における新型コロナウイルス感染症の影響について、スクールソーシャルワーカーから見た子どもの状況を把握するため、アンケート調査を行いました。

項目	概要
アンケート対象	県内で活動されているスクールソーシャルワーカー (全数調査)
調査期間	令和2年10月～11月
調査内容	コロナ禍における子どもの状況
調査方法	県教育庁及び各市町村教育委員会より調査票を配布・集約
有効回答数	161人

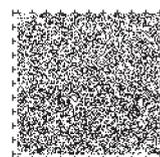
(新型コロナウイルスによる生活に困窮する子どもなどからの相談件数の増減)

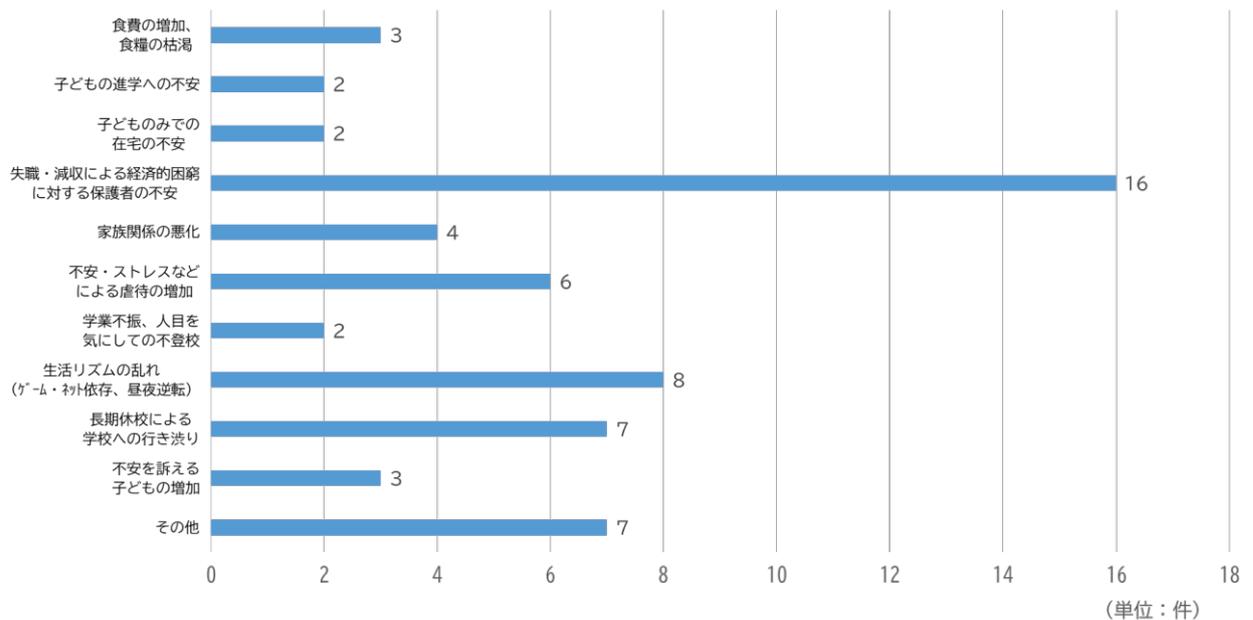
- ・ スクールソーシャルワーカーの約8割が新型コロナウイルス感染症拡大前と比較して、相談件数は「変わらない」と回答。
- ・ 一方で、「増加した」と回答は約2割という結果となった。



(増加した相談の内容や事例)

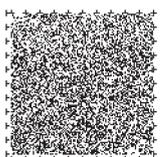
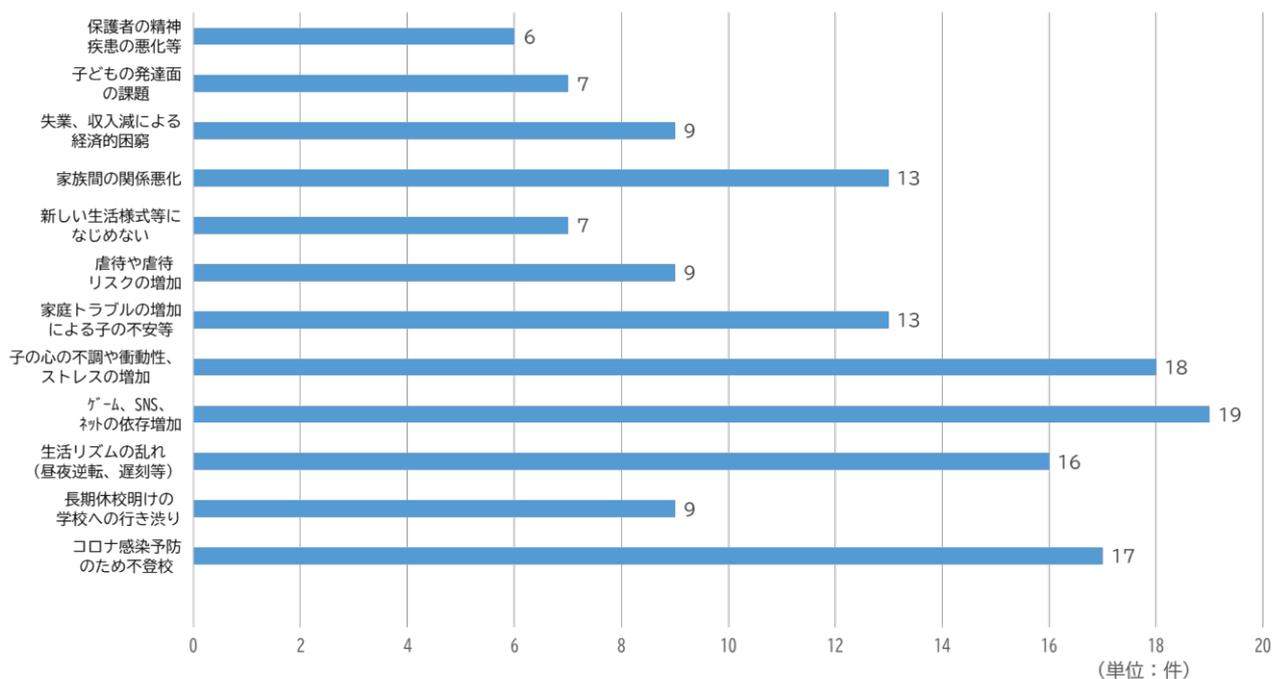
- ・ 「失職・減収による経済的困窮に対する保護者の不安」が最も多かった。
- ・ また、学校の臨時休校等による「生活リズムの乱れ(ゲーム・ネット依存、昼夜逆転)」や、学校再開後の「学校への行き渋り」なども多い結果となった。
- ・ 「不安・ストレスなどによる虐待の増加」や「家族関係の悪化」など家庭内で問題が生じているケースも一定数見受けられた。





(新型コロナウイルス感染拡大により、新たに表面化した課題等)

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う一斉休校等の影響による「ゲーム、SNS、ネットの依存増加」のほか「子の心の不調や衝動性、ストレスの増加」、「生活リズムの乱れ(昼夜逆転、遅刻等)」が多く、子どもへの影響がうかがえる結果となった。
- また、学校再開後において「コロナ感染予防のための不登校」などの理由により、感染拡大前と比べて不登校が増加したなどの意見があった。
- そのほか、「家族間の関係悪化」、「家庭トラブルの増加による子の不安等」など、家族の関係に起因する課題等が見られる。



新型コロナウイルスの影響を受け、生活に困窮する世帯からの相談が増えているとの回答は2割にとどまるものの、増加した相談としては「失職・減収による経済的困窮に対する保護者の不安」が最も多く、新型コロナウイルスの影響による厳しい状況に置かれている子どもが増加しているおそれがあります。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、子どもたちの心理面や家庭内に課題が生じている一方で、人と接する機会が減少し、こうした課題に周囲が気づきにくい状況があります。

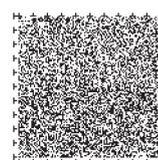
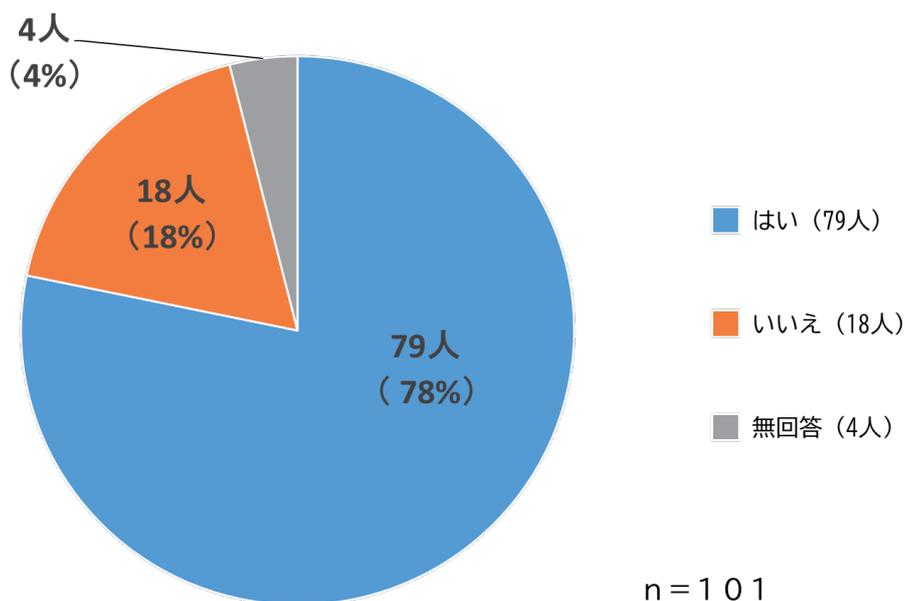
このため、より一層全庁を挙げて子どもの貧困対策に取り組むことはもちろん、様々な課題を抱える子どもたちを早期に発見し、確実に支援に結びつけていく必要があり、子どもや保護者の支援に携わる相談窓口の充実、こうした窓口と市町村をはじめとする関係機関やNPOなどの団体等とが密接に連携を図りながら、地域をあげて取り組んでいくことが大切です。

## (2) 子ども食堂におけるアンケート調査結果

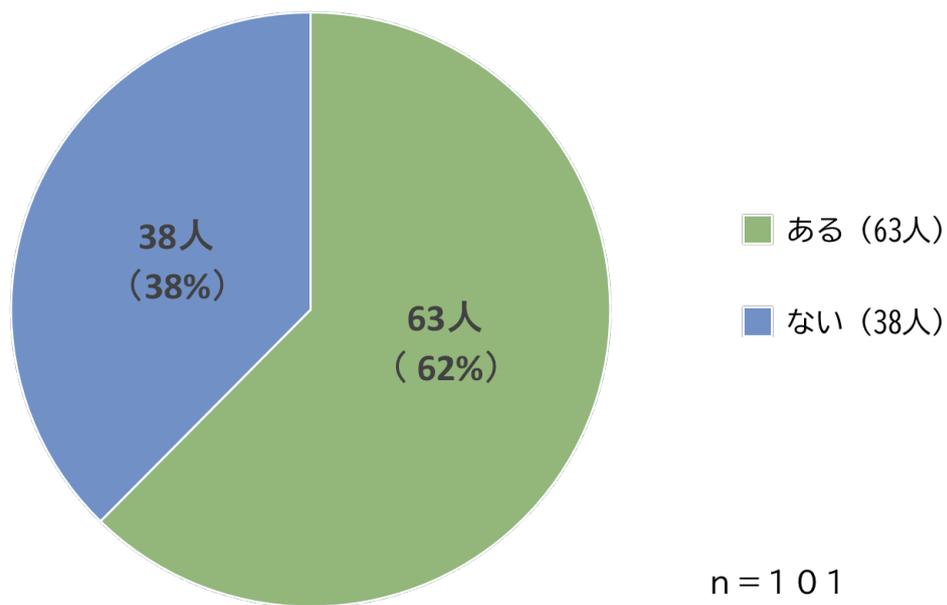
子どもの状況を把握するため、子ども食堂及びフードパントリーを利用した子どもを対象にアンケート調査が行われました。

項目	概要
アンケート対象	筑紫地区の子ども食堂において、子ども食堂及びフードパントリーを利用した子ども
調査期間	令和2年10月～12月

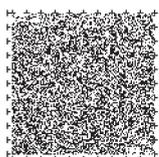
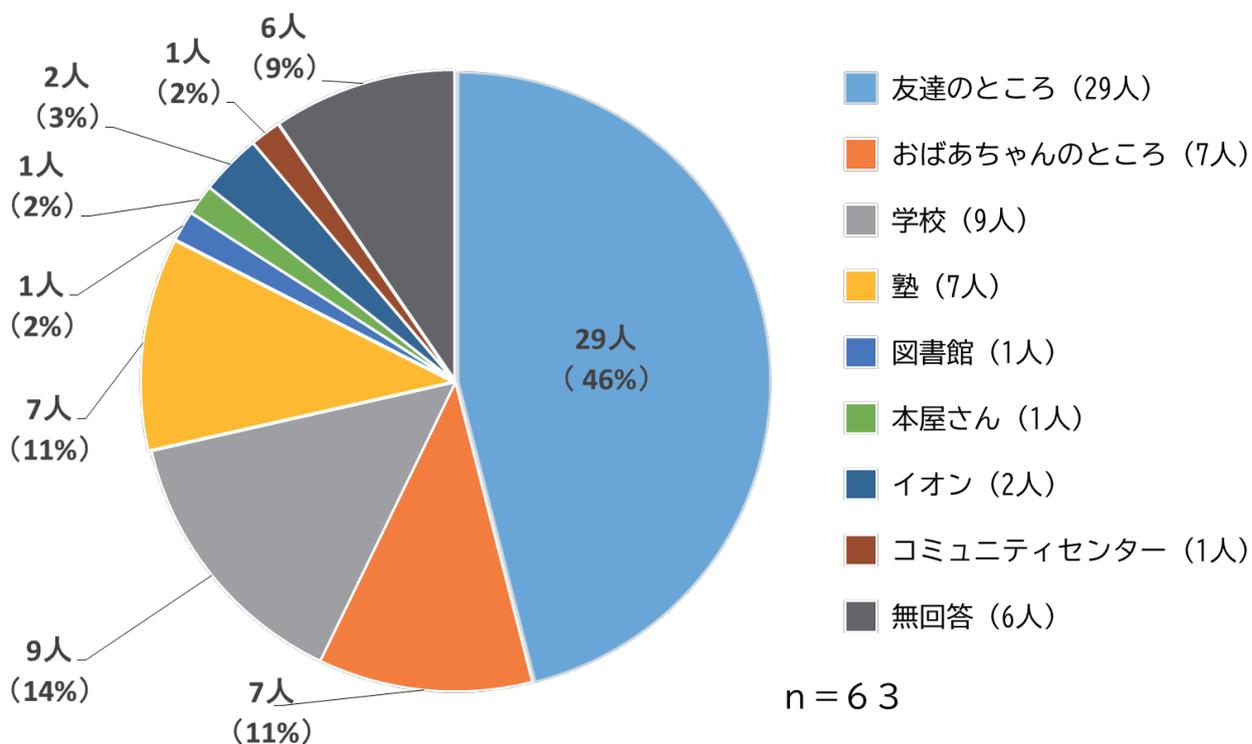
問1 自分の家にいるときが一番安心できますか。



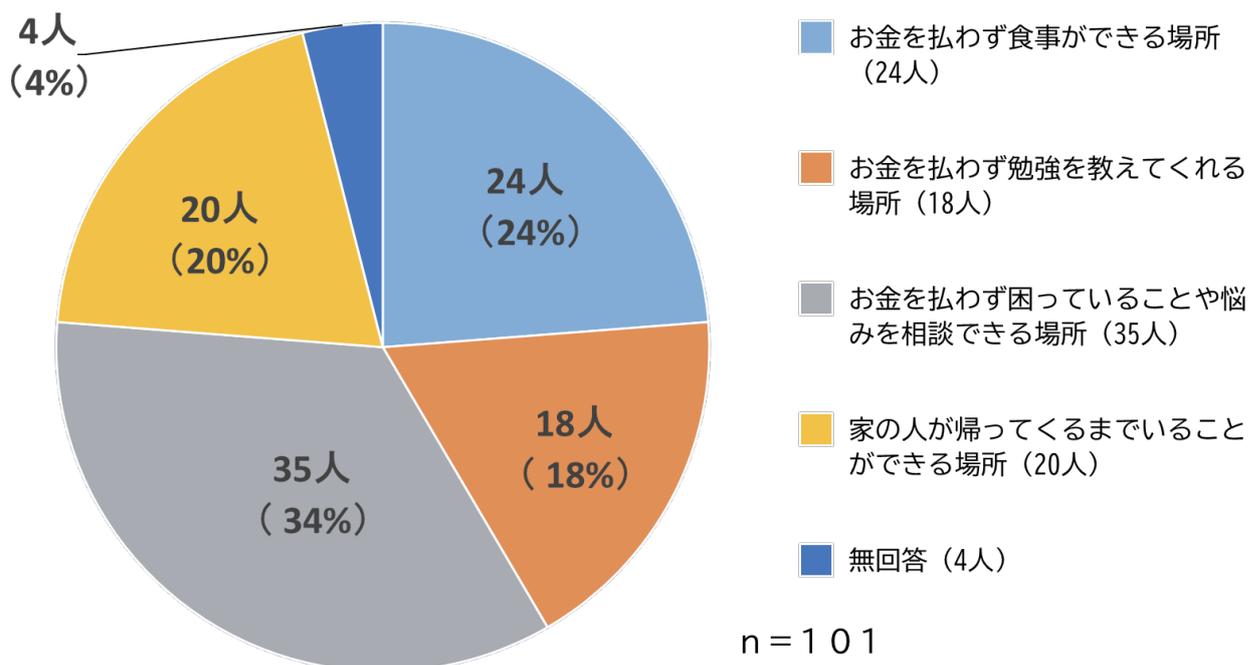
問2 自分の家以外でも安心できる場所はありますか。



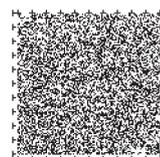
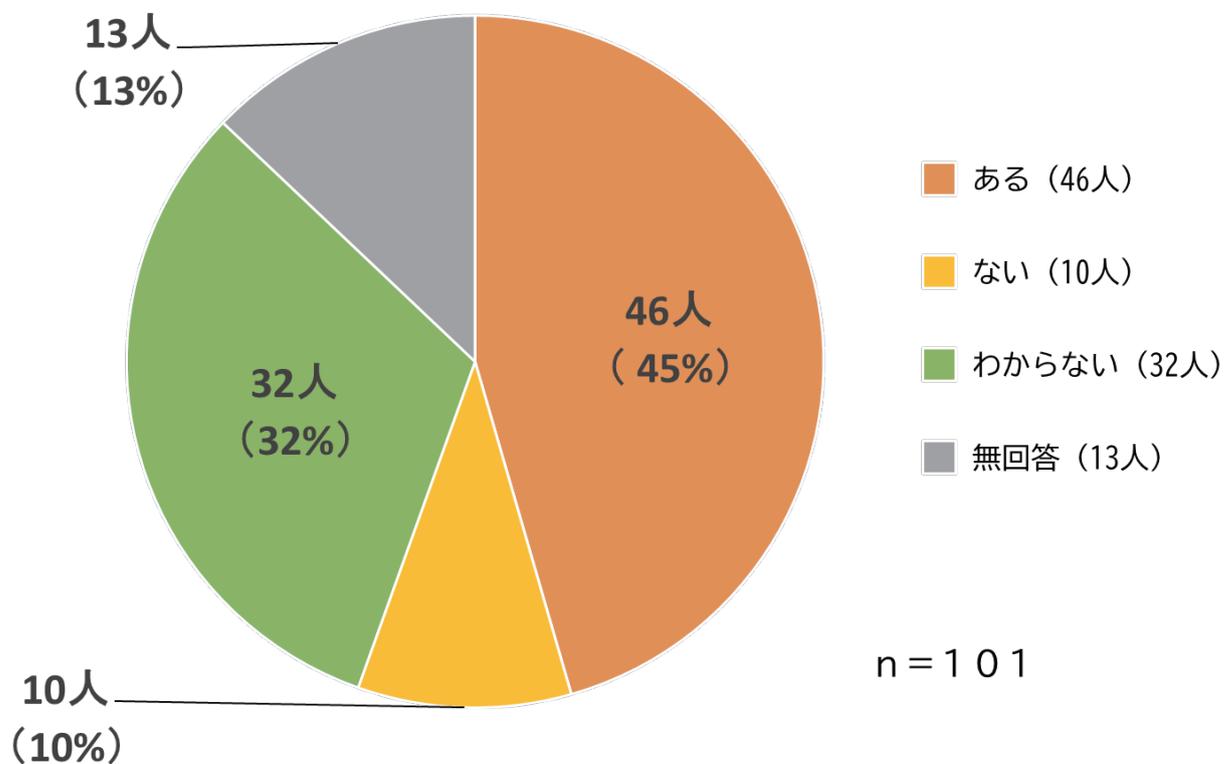
問3 問2で「ある」と答えた人に聞きます。その場所はどこですか。



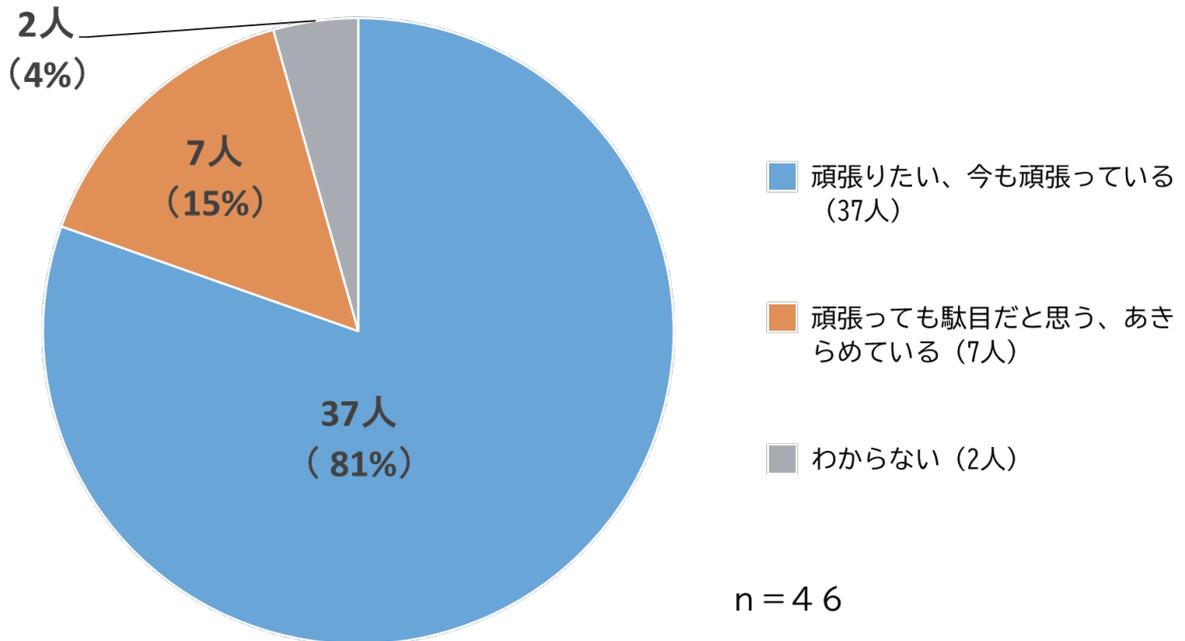
問4 近くにあれば行ってみたいところはありますか。



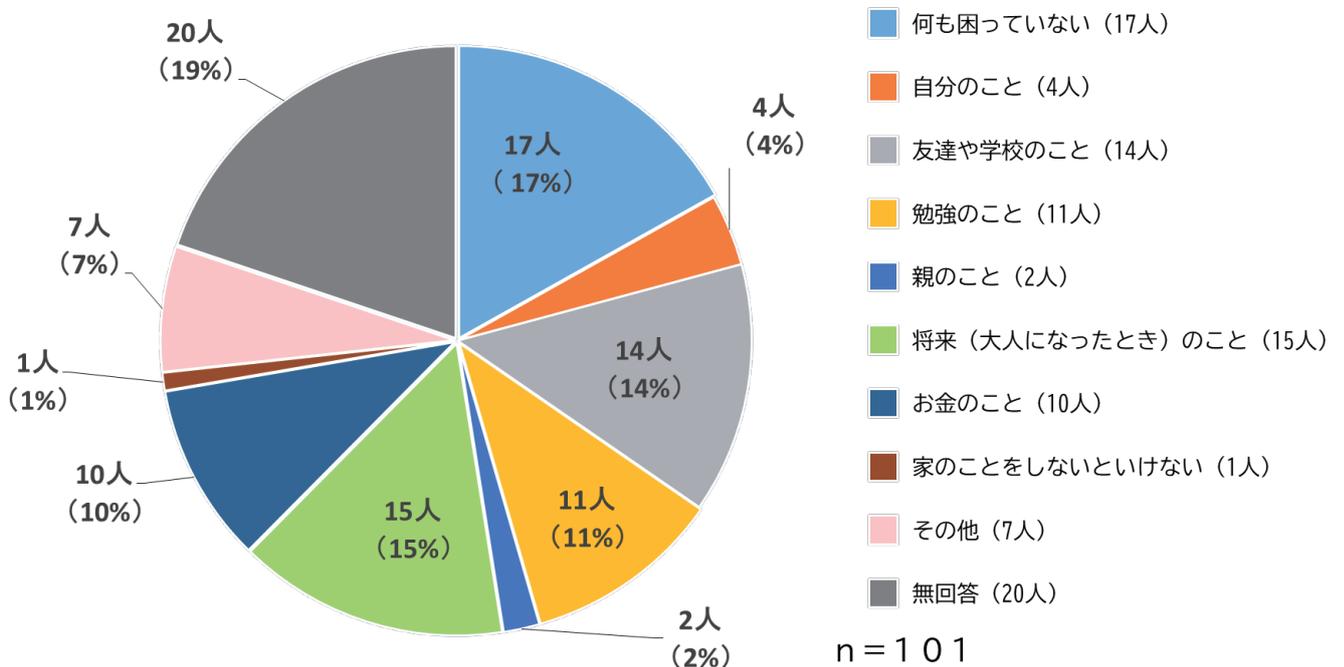
問5 大人になったらなりたいものや、やってみたいことはありますか。



問6 問5で「ある」と答えた人に聞きます。なりたいものや、やってみたいことのために頑張ろうと思えますか。

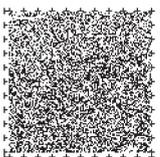


問7 今、困っていることや悩んでいることがありますか。



自分の家にいるときに安心できない、また、自分の家以外に安心できる居場所がない状況に置かれている子どもが一定数いることから、子どもが地域のなかで安心して過ごせる居場所を確保していく必要があります。

こうした居場所づくりの推進にあたっては、行政の取組みのみならず、地域の活動との連携が求められます。



### 第3 基本目標と重点方針

#### 1 基本目標

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県を目指します。

#### 2 重点方針

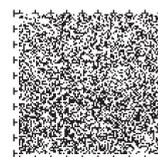
基本目標を達成するために、以下の4点を重点方針とします。

- (1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
- (2) 支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
- (3) 生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、地域の実情を踏まえた市町村における取組みの支援
- (4) 行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPOなど、地域の関係者が一体となって行う支援

### 第4 数値目標

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、関連施策の実施状況や対策の効果等を客観的に検証・評価することが重要であることから、次頁のとおり令和7年度の数値目標を設定します。

項目については、大綱に示された指標のうち、都道府県別の数値があるものを設定します。また、県独自の項目についても設定します。



(大綱指標のうち都道府県数値がある項目)

項 目	福岡県数値	目標値	福岡県数値の基準日・出典等
○生活保護世帯に属する子ども			
高等学校等進学率	91.7%	94.5%	平成31年4月1日現在 厚生労働省社会・援護局保護課調べ
高等学校等中退率	5.7%	3.8%	
大学等進学率	40.5%	47.8%	
○児童養護施設の子ども			
進学率（中学校卒業後）	92.1%	98.1%	令和元年5月1日現在
進学率（高等学校等卒業後）	24.2%	29.3%	福祉労働部児童家庭課調べ
○全世帯の子ども			
高等学校中退率	1.3%	観測指標	令和元年度 文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
高等学校中退者数	1,734人	観測指標	
○スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合及びスクールカウンセラーの配置率			
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	97.8%	観測指標	令和元年度 教育庁教育振興部義務教育課調べ
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	98.5%	観測指標	
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	39.8%	100%	
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	100%	100%	
○就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）			
就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100%	100%	平成30年度 教育庁教育振興部義務教育課調べ
○新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況			
入学前支給を実施した市町村の割合（小学校）	80.3%	100%	令和元年度 教育庁教育振興部義務教育課調べ
入学前支給を実施した市町村の割合（中学校）	82.0%	100%	
○ひとり親家庭の親の就業率			
親の就業率（母子家庭）	78.4%	81.0%	平成27年度 総務省統計局国勢調査
親の就業率（父子家庭）	84.6%	88.1%	
○ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合			
母子世帯	45.7%	48.1%	平成27年度 総務省統計局国勢調査
父子世帯	67.4%	69.4%	
○ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合			
母子世帯	44.3%	51.0%	平成28年11月1日現在 福岡県ひとり親世帯等実態調査、北九州市ひとり親家庭等実態調査、福岡市ひとり親家庭実態調査、久留米市ひとり親家庭実態調査
父子世帯	25.9%	37.9%	

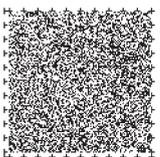
(福岡県独自項目)

項 目	福岡県数値	目標値	福岡県数値の基準日・出典等
子ども支援オフィスの相談者のうち、「公共料金の未払いがある」と答えた方の割合 ※1	電気料金	52.2%	令和2年7月末現在 福祉労働部保護・援護課調べ
	ガス料金	45.7%	
	水道料金	45.7%	
子ども支援オフィスの相談者のうち、「重要な事柄の相談相手がない」と答えた方の割合	19.6%	観測指標	
子育て女性就職支援センターによる就職者数	3,932人 (5年間合計)	5,000人 (5年間合計)	平成27年度から令和元年度合計 福祉労働部新雇用開発課調べ
ひとり親サポートセンター登録者の就職率	74.7%	78.6%	令和元年度 福祉労働部児童家庭課調べ
児童扶養手当を受給している世帯数 ※2	31,967世帯	観測指標	令和元年度末現在 福祉労働部児童家庭課調べ
子どもの貧困対策推進計画を策定した市町村数	24市町	60市町村	令和2年5月現在 福祉労働部保護・援護課調べ

観測指標とは「取組の結果に対しての効果を測ることが困難なもの」又は「現状を把握するもので目標設定に馴染まないもの」を指す。

※1 福岡県数値は過去の未払い経験も含む。

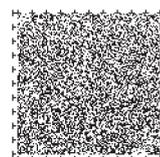
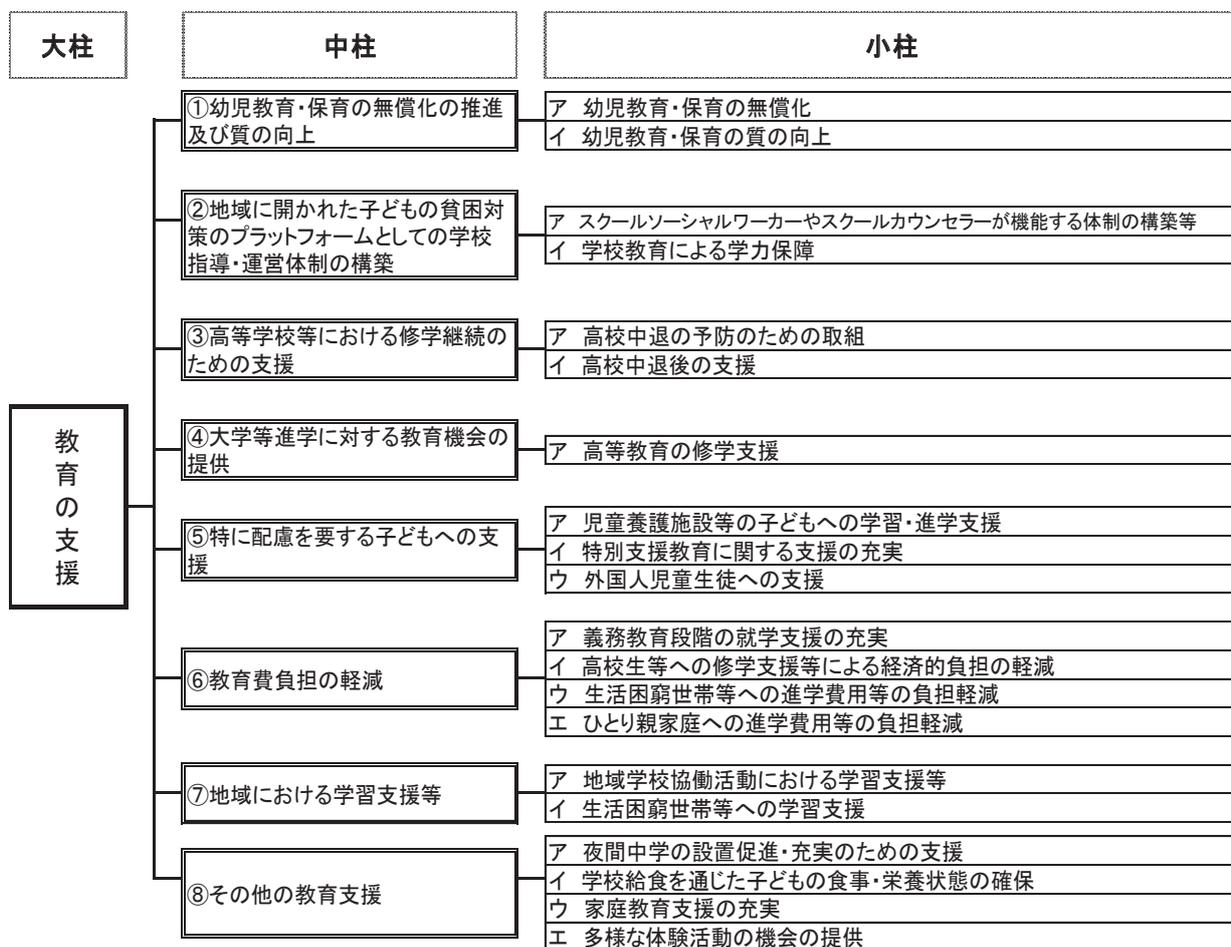
※2 児童扶養手当受給世帯のうち一部受給を除く。

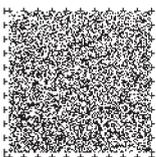


## 第5 施策体系

重点方針で掲げた4つの方針に基づき計画の基本目標及び数値目標を達成するために、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」及び「経済的支援」を施策の柱として、子どもの貧困対策に関する施策を総合的に推進していきます。

### 1 施策体系図

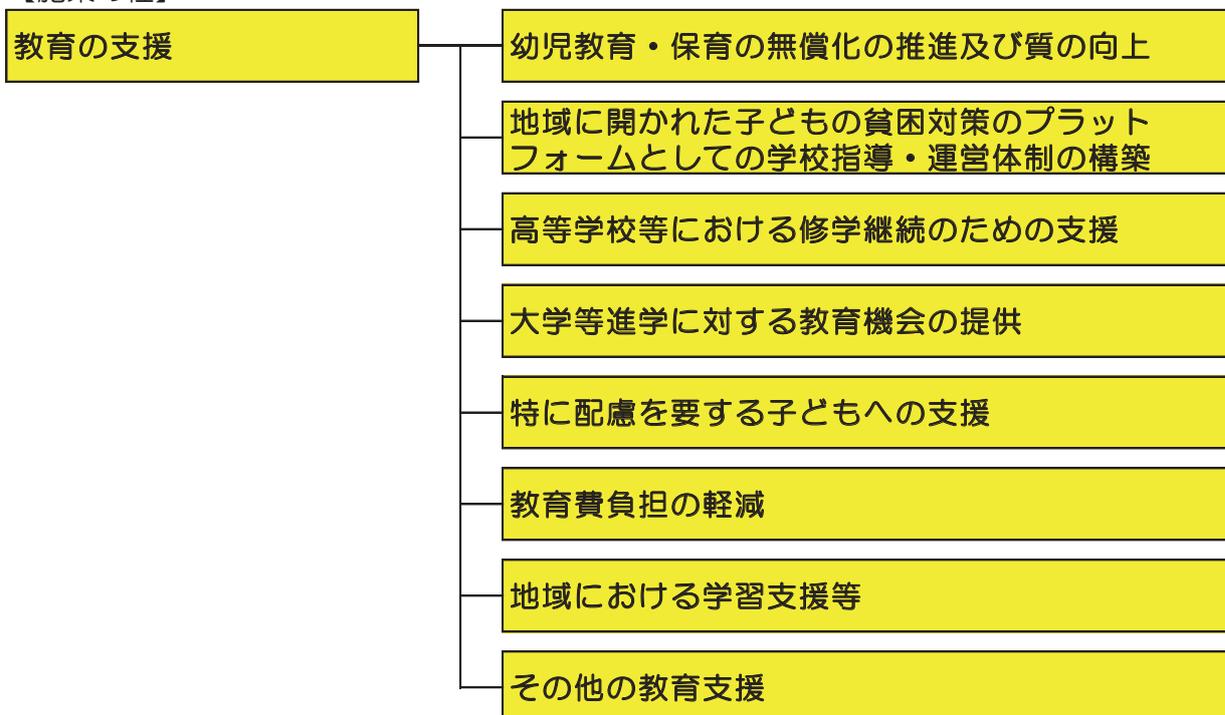




## 2 具体的な施策

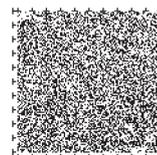
### (1) 教育の支援

#### 【施策の柱】



#### 【現状・課題】

- 年齢や発達にあわせた質の高い幼児教育・保育サービスは、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、多様な保育サービスの充実や幼児教育・保育の無償化の着実な実施が求められています。また、保育士などの処遇改善や研修を通じて、幼児教育・保育の質の向上を推進する必要があります。
- 義務教育段階においては、新型コロナウイルス感染症拡大による子どもの心の不調やストレスなどの影響も考慮しながら、子どもが安心して学校で過ごし、悩みを相談できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談体制の充実が求められます。また、子どもたちの学力が保障されるよう、少人数による習熟度別指導や補充学習など、きめ細かな指導の充実も必要です。
- 高校段階においては、経済的な理由で進学をあきらめることのないよう、進学時の経済的負担を軽減することが求められます。また、高校中退により将来的な夢や希望をあきらめることのないよう、中退予防の取組みとして学習・生活面での適切な支援を行ったり、高校を中退した後も復学・就学又は資格取得や安定した就業のための相談支援などによるサポートを行うことが求められています。
- 児童養護施設の子どもや外国籍の子どもなど、より手厚い支援が必要な子どもたちに対しては、よりきめ細かく対応できるよう支援体制の整備が必要となります。
- また、令和2年4月から始まった高等教育の修学支援新制度などの各種支援により、生活に困窮する世帯や児童養護施設の子どもたちなどが大学等への進学をあきらめることがないよう、子どもの希望を尊重しながら取り組んでいくことが必要です。



- 新型コロナウイルス感染症等の緊急時においても学ぶ機会が確保できるよう、パソコンやタブレットを用いて学校・家庭において学習ができる環境を整備することも重要となっています。

#### 【施策の方向性】

- 幼児教育・保育から子どもの社会的自立までのライフステージに応じ、就学の援助、学資の援助、学習の支援などによる切れ目のない支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、日々の暮らしに変化が生じてしまった子どもたちも含めて、課題を抱える一人ひとりの子どもたちにきめ細かく対応できるよう、支援体制の充実など必要な施策を講じます。

#### 【具体的な施策】

##### ①幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

###### ア 幼児教育・保育の無償化

- (ア) 幼児教育・保育の負担軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料を無償化します。  
また、0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化します。
- (イ) 幼稚園、保育所、認定こども園などに対し、保護者が支払う実費について、低所得者などを対象にその費用の一部を助成します。
- (ウ) 公立幼稚園の預かり保育事業について、市町村が保護者に給付する費用のうち一部を県が助成します。

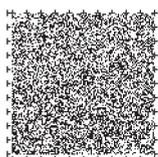
###### イ 幼児教育・保育の質の向上

- (ア) 乳幼児に対して適切な保育サービスを提供し、児童福祉の向上を図るため、市町村が支弁する教育・保育の実施に要する費用の一部を負担します。
- (イ) 認定こども園、保育所、届出保育施設等及び幼稚園の職員に対して、各種研修を行い、専門的知識及び指導技術の向上を図るとともに、教職員などの資質・能力の向上を促進します。

##### ②地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

###### ア スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等

- (ア) 学校におけるカウンセリング機能を充実させるため、公立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制の整備を図ります。



- (f) 市町村に対してスクールソーシャルワーカー配置事業に係る経費の補助を行うとともに、教員以外の専門スタッフを配置・派遣することにより、不登校など教育課題解決のための支援体制の整備を推進します。
- (g) スクールカウンセラーなどの外部専門スタッフの活用により、学校における生徒・保護者への教育相談能力を充実させることで、学校不適應やいじめの未然防止及び解消を図ります。
- (h) 福岡県立大学に設置する「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの児童生徒、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行うほか、学校関係者によるネットワーク会議を設置し、不登校の児童生徒の社会的自立支援や、不登校の未然防止、不登校対策に関わる人材育成などに取り組みます。

#### イ 学校教育による学力保障

- (f) 市町村が実施する学力向上事業への非常勤講師の派遣や指導主事の重点的派遣などの支援により、学力の向上や学力の地域間差の縮小を図ります。

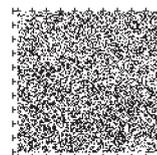
### ③高等学校等における修学継続のための支援

#### ア 高校中退の予防のための取組

- (f) スクールカウンセラーなどの外部専門スタッフの活用により、学校における生徒・保護者への教育相談能力を充実させることで、学校不適應やいじめの未然防止及び解消を図ります。(再掲)
- (g) 県立高等学校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯などの高校生に対して、進学や就職の支援を行います。
- (h) 学業不振や学校不適應に悩む生徒や、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする人に学習の場を提供し学業の継続を支援する、学習支援センターの運営に対して助成します。
- (h) 貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。

#### イ 高校中退後の支援

- (f) 高等学校などを中途退学した人が再び学び直す場合に、卒業までの間(最長2年間)、高等学校等学び直し支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。



- (イ) 学業不振や学校不適應に悩む生徒や、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする人に学習の場を提供し学業の継続を支援する、学習支援センターの運営に対して助成します。(再掲)
- (ロ) 一定期間無業の状態にある若者を対象に、心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。
- (ハ) 進路が定まっていない高校中退者など、困難を有する若者を適切な支援機関につなぐ窓口を設置し、若者の就学や職業的自立を促します。
- (ニ) 貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。(再掲)

#### ④大学等進学に対する教育機会の提供

##### ア 高等教育の修学支援

- (ア) 学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う住民税非課税世帯などの学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。
- (イ) 生活保護世帯や生活に困窮する世帯の子ども本人の進学への意欲向上や、進学に係る保護者の経済的不安の払拭を図り、大学進学に向けた後押しを行います。
- (ロ) 私立専門学校が経済的理由により授業料減免を行った生徒に対して助成します。
- (ハ) 私立専門学校が行う住民税非課税世帯などの生徒を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。
- (ニ) 生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、介護福祉士修学資金等貸付金に生活費の一部を加算して支給し、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援します。

#### ⑤特に配慮を要する子どもへの支援

##### ア 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

- (ア) 児童福祉施設などの運営にかかる人件費や入所措置した子どもにかかる一般生活費・教育費などの費用を支弁します。

- (i) 里親、ファミリーホームに委託又は児童養護施設などに入所措置されている子どものうち、高等学校などに入学した人又は就職により退所した人に、進学・就職に要する費用を助成します。
- (ii) NPOと連携して、児童養護施設に入所している子どもや退所者などの生活や就職などに関する相談に応じるとともに、退所者が相互に意見交換や情報交換などを行えるよう居場所づくりや自助グループ活動を支援します。
- (i) 児童養護施設に入所している子どもが経済的負担の重さから進学を断念することがないように、大学などに進学する際に必要な費用の一部を助成します。
- (ii) 児童養護施設等退所者のうち、入所措置終了後も引き続き支援が必要な人に対し、支援コーディネーターが個人ごとの支援計画を作成し、継続的に生活・就職相談に応じるとともに、生活費の支援を行います。
- (iii) 児童養護施設等退所者に対して、円滑な自立につながるよう、生活費や資格取得費などの貸付けを行います。

#### イ 特別支援教育に関する支援の充実

- (ア) 「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の趣旨に基づき就学を促進することを目的とし、教科用図書購入費、学校給食費、交通費、寄宿舍居住費、修学旅行費、学用品購入費を就学に係る経費を負担する保護者などに支弁します。

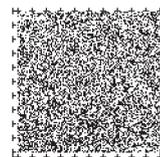
#### ウ 外国人児童生徒への支援

- (ア) 日本語指導が必要な児童生徒の教育支援のため、日本語指導について専門性の高い教員を育成するとともに、市町村教育委員会や学校の受け入れ体制の整備を支援します。

### ⑥教育費負担の軽減

#### ア 義務教育段階の就学支援の充実

- (ア) 経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対し、市町村が学用品費、通学用品費などを援助します。
- (イ) 一定の所得未満などの要件を満たす世帯の小中学生について、私立小中学校等就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。
- (ii) 県が設置する中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童生徒の保護者で、県教育委員会が認める要保護者及び準要保護者に対して、学校が治療を指示する疾病治療のための医療に要する費用を助成します。



- (I) 県教育委員会が認める要保護者及び準要保護者に対して、学校管理下における災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）に備えた災害共済給付制度共済掛金のうち、保護者負担額を県と（独）日本スポーツ振興センターが助成します。

#### イ 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

- (ア) 一定の所得未滿の世帯の高校生などに対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。
- (イ) 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者などに返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給します。
- (ロ) 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難であると認められる人に対し、学資の貸与を行います。
- (リ) 勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、修学奨励金を貸与します。
- (ハ) 生活保護世帯などの生徒の学校納付金の軽減を行う学校設置者に対し、学校納付金軽減補助金を交付します。
- (ニ) 就学支援金の支給を受けることができない生徒が、保護者などの失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった場合に納付を免除します。
- (ホ) 低所得世帯の高校生などの英語力向上を図るとともに、教育費負担を軽減するため、英語資格・検定試験の受験料の一部を助成します。

#### ウ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

- (ア) 低所得者、障がい者などに対し、子どもの教育のために必要な資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。

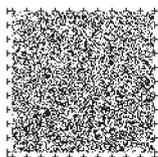
##### 【資金の種類】

○教育支援資金（入学金、授業料など）

- (イ) 生活保護世帯の子どもに対し、大学等進学のための準備に係る費用を支給します。

#### エ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

- (ア) ひとり親家庭の子ども又は父母のない子どもが高校、大学などへ通う場合に、入学金、授業料などについて貸付けを行います。



### 【資金の種類】

- 修学資金（授業料、書籍代、学用品など）
- 就学支度資金（入学金、受験料など）

(1) ひとり親家庭の親が高度な職業訓練を受け資格を取得する場合、教育訓練講座の受講料の一部助成（自立支援教育訓練給付金）や資格取得のため1年以上修業する際の生活費の助成（高等職業訓練促進給付金）を行います。

多子世帯の方（市町村民税非課税世帯に限る。）については、高等職業訓練促進給付金を加算して給付します。

また、ひとり親家庭の親又は子が高卒認定試験を受ける場合、講座受講料の一部助成を行います。

(4) 高等職業訓練促進給付金受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行います。

### ⑦地域における学習支援等

#### ア 地域学校協働活動における学習支援等

(7) 保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の設置を促進し、地域学校協働活動と両輪として、学校、家庭、地域の連携・協働を図ります。

(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域住民の協力により、学校支援活動や放課後などにおける学習支援・体験活動の充実、安心安全な放課後の居場所づくりを進めます。

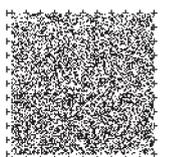
(4) 不登校児童生徒の受け皿となっている非営利法人が設置するフリースクールの活動を支援するため、一定の財政支援を行います。

(1) 福岡県立大学において、学生を筑豊地域の市町村などが行う補充学習に派遣し、小・中学生の学習支援を行うことで、子どもの学力向上を図ります。

#### イ 生活困窮世帯等への学習支援

(7) 生活保護世帯や生活に困窮する世帯の子ども本人の進学への意欲向上や、進学に係る保護者の経済的不安の払拭を図り、大学進学に向けた後押しを行います。（再掲）

(1) 生活に困窮する世帯の子どもを対象として、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図ります。また、新型コロナウイルス感染拡大などにより、集合型での学習支援が困難となる場合にタブレットの貸与を行います。



- (ウ) 県、市が実施する「子どもの学習・生活支援事業」に登録する学習支援ボランティアを県が一括して募集・登録し、ボランティアを必要とする学習支援事業実施自治体とのマッチングを行います。
- (エ) ひとり親家庭の子どもに大学生などのボランティアを派遣し、学習支援や進学相談などを行います。
- (オ) 筑豊地区（15市町村）の放課後児童クラブを活用して、クラブ利用児童の学習を支援することで、筑豊地区の学力向上を図ります。

### ⑧その他の教育支援

#### ア 夜間中学の設置促進・充実のための支援

- (ア) 設置意向のある市町村教育委員会に対して指導・助言や情報提供を行うことにより、夜間中学の設置を促進します。

#### イ 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

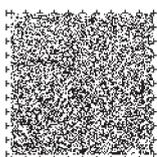
- (ア) 県が設置する中学校及び中等教育学校前期課程の生徒の保護者で、県教育委員会が認める要保護者及び準要保護者に対して、学校給食費を助成します。
- (イ) 県が設置する高等学校の夜間定時制課程に在学する人で、経済的理由により著しく修学が困難な有職生徒などに対して、夜食費の一部を助成します。

#### ウ 家庭教育支援の充実

- (ア) ふくおか社会教育応援隊を中心に、地域の家庭教育支援チームと協力しながら、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

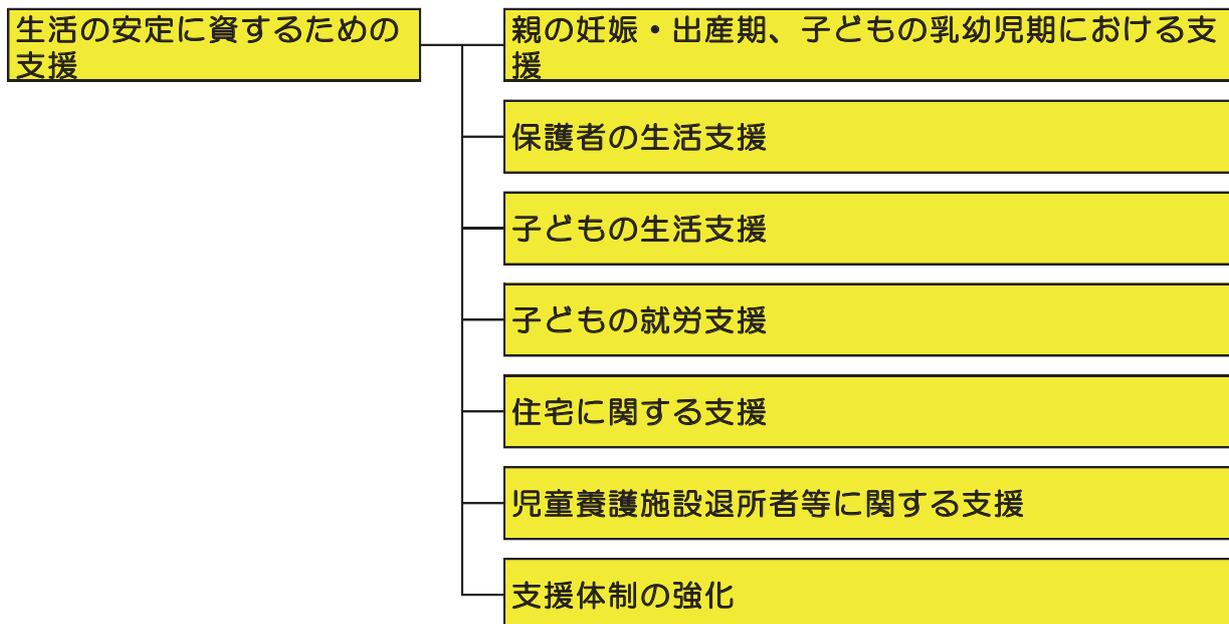
#### エ 多様な体験活動の機会の提供

- (ア) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域住民の協力により、学校支援活動や放課後などにおける学習支援・体験活動の充実、安心安全な放課後の居場所づくりを進めます。（再掲）



## (2) 生活の安定に資するための支援

### 【施策の柱】

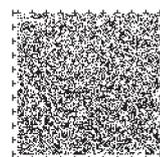


### 【現状・課題】

- 子どもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期から健康診査などを通じて状況を早期に把握し、各種相談窓口につなげていくことが必要となります。
- 更に、乳幼児期から義務教育、高校教育段階へと支援を切れ目なくつなげていくためには、様々な課題を抱える保護者に、保育サービスの充実などの支援を確実に届けていくことが求められています。
- また、新型コロナウイルス感染症拡大による経済的影響により、生活環境や家庭環境が悪化した子どもたちが、自身の考えや選択のもとで希望する就学や就労を果たすことができるよう、支援の充実を図る必要があります。
- こうした支援を届けるため、家庭に身近な福祉や教育等の取組みを行う市町村をはじめ、行政だけでなくNPO等民間団体も含め、関係機関での情報共有や連携強化を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染拡大は、外出の機会の減少や外部との接触の機会の減少を招き、家庭内の状況が見え難くなることから、行政やNPO等民間団体の関係機関が連携し、家庭内の課題を早期に発見し、早期に支援ができるような体制を整えておくことが必要となります。

### 【施策の方向性】

- 貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、居場所づくりなど社会との交流の機会の提供、そのほか困難な状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に必要な施策を講じます。



## 【具体的な施策】

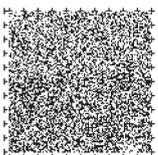
### ①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

#### ア 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援

- (ア) 市町村、医療機関等関係機関の連携のもと、支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握し、出産後の育児不安の軽減を図るなど、養育支援を行います。
- (イ) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を、市町村が適正かつ円滑に運営できるよう、運営に係る経費を補助します。
- (ロ) 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について、経費を補助するなどにより取組みが進むよう支援します。
- (ハ) 県内3か所の保健福祉（環境）事務所に設置した女性の健康支援センターなどで、妊娠、出産をはじめとした女性特有の身体的特徴を有することによる悩みなどの相談に対応します。
- (ニ) 地域において子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感などを緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。
- (ホ) 保健福祉（環境）事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦からの相談に対応します。
- (ヘ) 特定妊婦などに対し、児童福祉施設などへの入所により、妊娠期から出産後まで継続して、保育士などが生活、育児支援を行います。

#### イ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

- (ア) 市町村、医療機関等関係機関の連携のもと、支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握し、出産後の育児不安の軽減を図るなど、養育支援を行います。（再掲）
- (イ) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を、市町村が適正かつ円滑に運営できるよう、運営に係る経費を補助します。（再掲）
- (ロ) 市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について、経費を補助するなどにより取組みが進むよう支援します。（再掲）

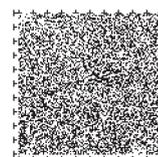


- (イ) 妊娠期から子育て期など様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。
- (オ) SNSを活用した正しい性知識の啓発や相談窓口の案内により、不安や悩みを抱える若年妊婦などを支援します。
- (カ) DV被害者などの安全確保のため、一時保護を行い、本人の意思を尊重しながら、その後の自立に向けた支援を行います。
- (キ) 特定妊婦などに対し、児童福祉施設などへの入所により、妊娠期から出産後まで継続して、保育士などが生活、育児支援を行います。(再掲)

## ②保護者の生活支援

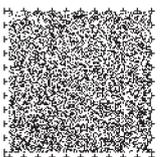
### ア 保護者の自立支援

- (ア) 貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。(再掲)
- (イ) 家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導などを行うことにより、早期に生活が再生するよう支援します。
- (ロ) ひとり親家庭及び寡婦に対して、就職活動又は疾病、出産、看護、事故などの理由で一時的に生活援助などが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、介護・保育などのサービスを行います。
- (リ) DV被害者などの安全確保のため、一時保護を行い、本人の意思を尊重しながら、その後の自立に向けた支援を行います。(再掲)
- (ル) 一時保護解除後も支援が必要なDV被害者女性に対し、民間シェルターと連携した生活支援を行います。
- (レ) 犯罪被害者などに対する支援、情報提供の充実を図るため、福岡犯罪被害者総合サポートセンターを福岡市、北九州市と共同で開設し、電話及び面接による相談、カウンセリング、警察・裁判所などへの付添いを行います。
- (ロ) 就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、生活習慣などの段階に応じた支援を行います。



## イ 保育等の確保

- (ア) 乳幼児に対して適切な保育サービスを提供し、児童福祉の向上を図るため、市町村が支弁する教育・保育の実施に要する費用の一部を負担します。(再掲)
- (イ) 待機児童解消のため、待機児童の多い3歳未満児の受け入れを増やす保育所・認定こども園を支援します。
- (ロ) 待機児童の発生率が高い市町村に対し、効果的な待機児童解消プランの策定を支援するアドバイザーを派遣するとともに、事業者が行う小規模保育などの多様な受け皿の整備、市町村が行う保育士確保の取組みを支援します。
- (ハ) 保育士が働きやすい職場環境を整備するため、保育士の負担軽減に資する業務を行う地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材の配置を支援します。
- (ニ) 保育士と保育所のマッチング、保育士や保育所からの相談対応などを行う「保育士・保育所就職支援センター（仮称）」を設置します。
- (ホ) 初任者から所長に至るまでの階層別研修や、乳児保育、障がい児保育などの専門研修を行います。また、同和問題をはじめとする人権問題啓発のための研修を実施し、人権を大切にする心を育てる保育の推進に努めます。  
あわせて、保育士などの専門性の向上を図るとともに、保育士などの賃金改善につながるキャリアアップ研修を実施します。
- (ヘ) 届出保育施設の質の向上を図るため、施設が行う児童の健康診断や研修受講のために配置する代替職員の任用を支援します。
- (ヘ) 届出保育施設向けに基準適合のためのセミナー開催や巡回支援指導員の派遣による個別指導を実施します。
- (ケ) 児童の保護者が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭などの事由で一時的に家庭における養育が困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を要する場合などに児童福祉施設などで一時的に養育・保護します。  
また、児童の保護者の仕事などが恒常的に夜間または休日となる場合、児童福祉施設などにおいて、児童に対する生活指導や食事の提供などを行います。
- (コ) 子ども及びその保護者や妊娠している方などが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、助言します。
- (ク) 市町村が行う放課後児童クラブの運営に係る費用の一部を助成します。



(ウ) 就業などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に、授業終了後、適切な遊びと生活の場の提供により健全な育成を図る放課後児童クラブ室の設置に係る整備費を助成します。

(エ) 市町村が行う放課後児童クラブの利用料減免のうち、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に対する利用料の減免に要する経費を助成します。

#### ウ 保護者の育児負担の軽減

(ア) 児童の保護者が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭などの事由で一時的に家庭における養育が困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を要する場合などに児童福祉施設などで一時的に養育・保護します。

また、児童の保護者の仕事などが恒常的に夜間または休日となる場合、児童福祉施設などにおいて、児童に対する生活指導や食事の提供などを行います。(再掲)

(イ) 乳児院を退所後も保護者などからの子育て相談に応じ、発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践しながら指導するため、乳児院に育児指導担当職員を配置する費用を助成します。

(ロ) 子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけなどを掲載した冊子(子育て応援団)を作成し、市町村などを通じて保護者に配布することにより、育児を支援します。

### ③子どもの生活支援

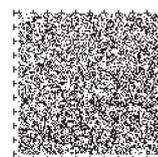
#### ア 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

(ア) 貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。(再掲)

(イ) 就学前の児童及び保護者などに対して市町村が行う相談、研修、啓発事業に対しアドバイザーを派遣し支援を行います。

(ロ) ひとり親家庭の子どもに大学生などのボランティアを派遣し、学習支援や進学相談などを行います。(再掲)

(ハ) 生活に困窮する世帯の子どもを対象として、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図ります。(再掲)



(カ) 非行などの問題を抱える少年の自尊感情の向上と立ち直りを図るため、福祉施設や各種団体の協力を得て、少年に社会奉仕やスポーツなどの多様な体験活動の機会を提供します。

(カ) 家庭や学校に居場所を見出せない子ども・若者の社会的自立を支援し、非行を防止するため、子ども・若者が立ち寄りやすい居場所を確保し、体験活動の提供や相談対応などを行います。

#### イ 社会的養育が必要な子どもへの生活支援

(ア) 児童福祉施設などの運営にかかる人件費や入所措置した子どもにかかる一般生活費・教育費などの費用を支弁します。(再掲)

(イ) 児童相談所に里親担当職員を、児童養護施設などに里親支援専門相談員を配置し、里親制度などの普及啓発に努めるとともに、研修の実施や里親家庭への訪問支援など、きめ細かな里親支援を行い、家庭的養護の充実に努めます。

(ウ) 長期的に継続した高度な支援が期待できる民間のフォスタリング機関を活用し、質の高い里親養育を提供し、子どもの健やかな成長を保障します。

#### ウ 食育の推進に関する支援

(ア) 保育所などの特定給食施設の指導を行い、子どもの健康づくりを充実させます。

(イ) 子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけなどを掲載した冊子（子育て応援団）を作成し、市町村などを通じて保護者に配布することにより、育児を支援します。(再掲)

#### エ 食料支援

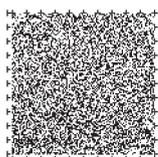
(ア) 食品ロス削減のために食品関連企業などから福祉施設などへ無償で食品を提供するフードバンク活動の普及・促進を図ります。

(イ) 市町村、社会福祉法人、NPOなどの団体が実施する学習支援などの居場所に参加する子どもたちに対し、企業などから無償提供された食品を提供します。

### ④子どもの就労支援

#### ア 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

(ア) 貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。(再掲)



## イ 高校中退者等への就労支援

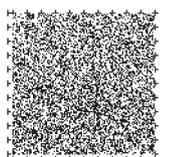
- (ア) 一定期間無業の状態にある若者を対象に、心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。(再掲)
- (イ) 進路が定まっていない高校中退者など、困難を有する若者を適切な支援機関になく窓口を設置し、若者の就学や職業的自立を促します。(再掲)
- (ウ) 非行などの問題を抱える無職少年に対し、ハローワークなどと連携し、進路相談、就職活動、就労後の定着支援まで、一貫した寄り添い型の就労支援を実施します。
- (エ) 非行などの問題を抱える少年が、協力雇用主に万が一損害を与えた場合に見舞金を支払う制度を運用します。

## ウ 児童福祉施設入所児童等への就労支援

- (ア) 児童養護施設などの子どもたちへ職業指導などを行う指導員の配置に係る経費を支弁します。
- (イ) 里親、ファミリーホームに委託又は児童養護施設などに入所措置されている子どものうち、高等学校などに入学した人又は就職により退所した人に、進学・就職に要する費用を助成します。(再掲)
- (ウ) NPOと連携して、児童養護施設に入所している子どもや退所者などの生活や就職などに関する相談に応じるとともに、退所者が相互に意見交換や情報交換などを行えるよう居場所づくりや自助グループ活動を支援します。(再掲)
- (エ) 児童養護施設等退所者のうち、入所措置終了後も引き続き支援が必要な人に対し、支援コーディネーターが個人ごとの支援計画を作成し、継続的に生活・就職相談に応じるとともに、生活費の支援を行います。(再掲)
- (オ) 児童養護施設等退所者に対して、円滑な自立につながるよう、生活費や資格取得費などの貸付けを行います。(再掲)

## エ 子どもの社会的自立の確立のための支援

- (ア) 主に就業前の生徒（主に高等学校3年生）を対象として、労働法の基礎知識及び働くことの権利・義務に関する知識についての教育や情報提供を行います。



## ⑤住宅に関する支援

- (7) 抽選方式による県営住宅の入居者募集において、ひとり親世帯などに対して倍率優遇措置（2つの抽選番号を割り当て）を行うとともに、住宅困窮度を数値化し、その数値の高い方から優先して入居を決定するポイント方式による募集においてポイントを加算します。
- (8) 一定の所得未満の世帯に対し、県営住宅の家賃負担の軽減を図ります。
- (9) 子育て世帯などの民間賃貸住宅への円滑な入居に関する情報提供を行うとともに、住宅に関する相談を実施します。
- (10) 離職などにより住居を喪失し、またはそのおそれのある人に対し、一定期間、家賃相当額を支給します。
- (11) 住居のない又は失うおそれのある生活に困窮する人に対して、ホテルなどの一時的な住居を提供します。
- (12) ひとり親家庭の親及び寡婦が住宅の建築、購入などを行う場合に、必要な経費について貸付けを行います。

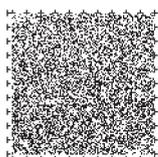
### 【資金の種類】

- 住宅（転宅）資金（住宅の建築、購入、補修などや転居）

## ⑥児童養護施設退所者等に関する支援

### ア 家庭への復帰支援

- (7) 各児童相談所において精神科医の協力を得て、虐待を行った又は行うおそれのある保護者に対しカウンセリングなどを実施する事で精神的不安感の軽減を図り、児童虐待の防止を図ります。
- (8) 各児童相談所は、市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」に参画するとともに、市町村に対して技術的指導や助言を行い、学校、保育所、子ども食堂や子どもに対する宅食などの支援を行う民間団体も含め、地域で子どもを見守るネットワークの強化に取り組みます。
- (9) NPOと連携して、児童養護施設に入所している子どもや退所者などの生活や就職などに関する相談に応じるとともに、退所者が相互に意見交換や情報交換などを行えるよう居場所づくりや自助グループ活動を支援します。（再掲）



(I) 児童養護施設等退所者のうち、入所措置終了後も引き続き支援が必要な人に対し、支援コーディネーターが個人ごとの支援計画を作成し、継続的に生活・就職相談に応じるとともに、生活費の支援を行います。(再掲)

(ロ) 児童養護施設等退所者に対して、円滑な自立につながるよう、生活費や資格取得費などの貸付けを行います。(再掲)

#### イ 退所等後の相談支援

(ア) 児童福祉施設などの運営にかかる人件費や入所措置した子どもにかかる一般生活費・教育費などの費用を支弁します。(再掲)

(イ) 児童養護施設などを退所する子どもなどに対する身元保証人を確保するための経費を助成します。

(ロ) NPOと連携して、児童養護施設に入所している子どもや退所者などの生活や就職などに関する相談に応じるとともに、退所者が相互に意見交換や情報交換などを行えるよう居場所づくりや自助グループ活動を支援します。(再掲)

(I) 児童養護施設等退所者のうち、入所措置終了後も引き続き支援が必要な人に対し、支援コーディネーターが個人ごとの支援計画を作成し、継続的に生活・就職相談に応じるとともに、生活費の支援を行います。(再掲)

(ロ) 児童養護施設等退所者に対して、円滑な自立につながるよう、生活費や資格取得費などの貸付けを行います。(再掲)

### ⑦支援体制の強化

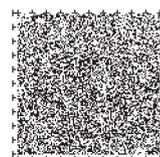
#### ア 児童家庭支援センターの相談機能の強化

(ア) 地域の子どもの福祉に関する各般の問題について必要な助言や、支援を要する子ども、その保護者に対する指導を実施する児童家庭支援センターの運営費を助成します。

#### イ 社会的養護の体制整備

(ア) 児童養護施設などにおける小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化に係る費用を支弁します。

(イ) 児童養護施設などにおける人材確保を図るため、施設における実習体制等を充実させるための費用を助成します。



## ウ 市町村等の体制強化

- (ア) 児童虐待を早期に発見し、未然防止を図るため関係機関職員に対する研修の充実に努めます。また、児童相談所や市町村などの相談機関が、子どもの保護や家族援助を適切に行うことができるよう、相談に携わる職員に対する専門的な研修を行います。
- (イ) 市町村において、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員や要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関などの連携強化を図ります。
- (ロ) 各児童相談所は、市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」に参画するとともに、市町村に対して技術的指導や助言を行い、学校、保育所、子ども食堂や子どもに対する宅食などの支援を行う民間団体も含め、地域で子どもを見守るネットワークの強化に取り組みます。(再掲)
- (ハ) 市町村に対し、子ども及び保護者に対する支援体制を強化するため、子どもの貧困対策推進計画の策定に向けた助言などを行います。

## エ ひとり親支援に係る相談窓口の強化

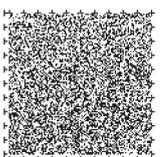
- (ア) 保健福祉（環境）事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦からの相談に対応します。(再掲)

## オ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

- (ア) 貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。(再掲)

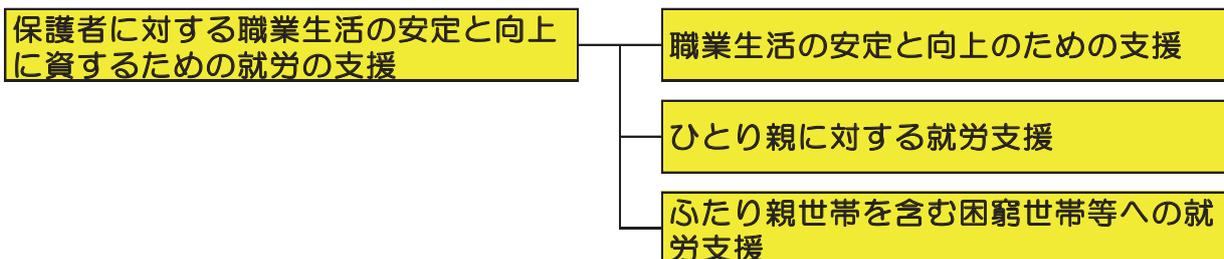
## カ 相談職員の資質向上

- (ア) 生活困窮者自立支援制度の理念や役割などを踏まえた基本研修に加えて、支援に必要な情報やより効果的な支援手法を習得するスキルアップ研修を行います。
- (イ) 思春期のこころの問題に関する研修会を開催し、思春期相談に従事する職員の資質向上を図ります。
- (ロ) 非行・障がい・いじめなど、複合的な課題を有する青少年やその家族に対し、行政や民間が切れ目なく支援できるよう、支援に関わる職員の資質の向上と、連携強化に資する研修などを実施します。



### (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

#### 【施策の柱】



#### 【現状・課題】

- 保護者の就労支援については、就労機会の確保のみではなく、家庭の事情を踏まえた働き方を選択し、仕事と両立して安心して子どもを育てることができ、家族がゆとりを持って接する時間が持てるよう、適正な労働環境の整備が求められます。
- ひとり親については、職業訓練や資格取得などの就業支援を行い、就労機会を確保することが必要です。  
特に、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にあるひとり親世帯に対しては、就労だけでなく家事援助や保育サービスの提供などの日常生活の支援が求められるとともに、企業における柔軟な働き方の推進による労働環境の整備を進める必要があります。
- ふたり親世帯についても、低所得で生活が困難な状態にある世帯に対して、職業訓練による技能、知識の習得など、状況に応じたきめ細かい支援をしていくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症が雇用情勢に及ぼす影響は今後も注視していくことが必要であり、雇用の維持確保に向けた支援と再就職の支援の両面からの取り組みが重要となってきます。

#### 【施策の方向性】

- 貧困の状況にある子どもの保護者に対し、職業訓練の実施や就職に関する相談、その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し、必要な施策を講じます。

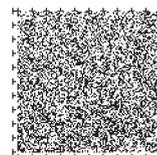
#### 【具体的な施策】

##### ①職業生活の安定と向上のための支援

#### ア 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

- (ア) 誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりに向けて、県内4地域でワークショップを開催するとともに、アドバイザーの個別伴走支援により、企業内の取り組みを実践まで支援します。

また、働き方改革関連法などについて、福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト



上での情報発信や厚生労働省の各種制度に関するポスター・リーフレットを配布するなど、厚生労働省福岡労働局と連携し、周知・広報を図ります。

- (1) 子育てをしながら働き続けることができる社会の実現のため、県内企業などの代表者が従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組みを自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」登録制度について推進を図ります。

## ②ひとり親に対する就労支援

### ア ひとり親家庭の親への就労支援

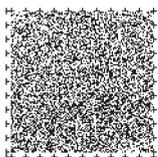
- (ア) ひとり親家庭の親及び寡婦を対象に就業相談、就業支援講習会、就業情報提供などの一貫した就業支援を実施します。
- (イ) ひとり親家庭の親が高度な職業訓練を受け資格を取得する場合、教育訓練講座の受講料の一部助成（自立支援教育訓練給付金）や資格取得のため1年以上修業する際の生活費の助成（高等職業訓練促進給付金）を行います。  
多子世帯の方（市町村民税非課税世帯に限る。）については、高等職業訓練促進給付金を加算して給付します。  
また、ひとり親家庭の親又は子が高卒認定試験を受ける場合、講座受講料の一部助成を行います。（再掲）
- (ウ) 高等職業訓練促進給付金受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行います。（再掲）

### イ ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

- (ア) ひとり親家庭及び寡婦に対して、就職活動又は疾病、出産、看護、事故などの理由で一時的に生活援助などが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、介護・保育などのサービスを行います。（再掲）
- (イ) 児童の保護者が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭などの事由で一時的に家庭における養育が困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を要する場合などに児童福祉施設などで一時的に養育・保護します。  
また、児童の保護者の仕事などが恒常的に夜間または休日となる場合、児童福祉施設などにおいて、児童に対する生活指導や食事の提供などを行います。（再掲）

### ウ ひとり親家庭の親の学び直しの支援

- (ア) ひとり親家庭の親が高度な職業訓練を受け資格を取得する場合、教育訓練講座の受講料の一部助成（自立支援教育訓練給付金）や資格取得のため1年以上修業する際の生活費の助成（高等職業訓練促進給付金）を行います。



多子世帯の方（市町村民税非課税世帯に限る。）については、高等職業訓練促進給付金を加算して給付します。

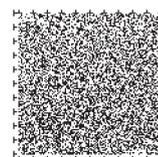
また、ひとり親家庭の親又は子が高卒認定試験を受ける場合、講座受講料の一部助成を行います。（再掲）

- (i) 高等職業訓練促進給付金受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行います。（再掲）

### ③ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

#### ア 就労機会の確保

- (ア) 一定期間無業の状態にある若者を対象に、心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。（再掲）
- (イ) おおむね39歳までの若者を対象に、個別就職相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会などを実施し、将来に向けた進路選択や、その後の就職活動をきめ細かに支援することにより、円滑な就職を促進します。
- (ウ) おおむね40歳から64歳までの中高年者を対象に、個別就職相談やハローワークとの連携による職業紹介、中高年者の就職が多く見込まれる分野のセミナーなどを実施し、離職期間が長期化する傾向にある中高年求職者の早期再就職を支援します。
- (エ) 県内4か所の「子育て女性就職支援センター」において、子育て中の女性に対し、就職相談や保育情報の提供はもとより、短時間勤務やフレックスタイム制度があるなど子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、求人情報の提供や個別の就職あっせんなど、総合的な支援を行います。
- (オ) 民間職業カウンセラーの派遣により、生活保護を受給する若年者などの就労指導や就労支援策活用の助言などを行い、その就労・自立を促進します。
- (カ) 就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、生活習慣などの段階に応じた支援を行います。（再掲）
- (キ) 安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった人に対して、就労自立給付金を支給します。

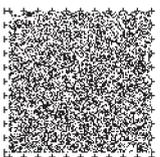


## イ 親の学び直しの支援

- (ア) フルタイムの訓練を受けるのが困難な方の受講を促すため、1日当たりの訓練時間または週当たりの訓練日数を通常のコースより少なく設定した訓練コースを行います。
- (イ) 子育てなどにより離職した看護職員に対し、最新の医学知識や看護技術を再習得させることで職場復帰を促し、働き続けられるように支援します。

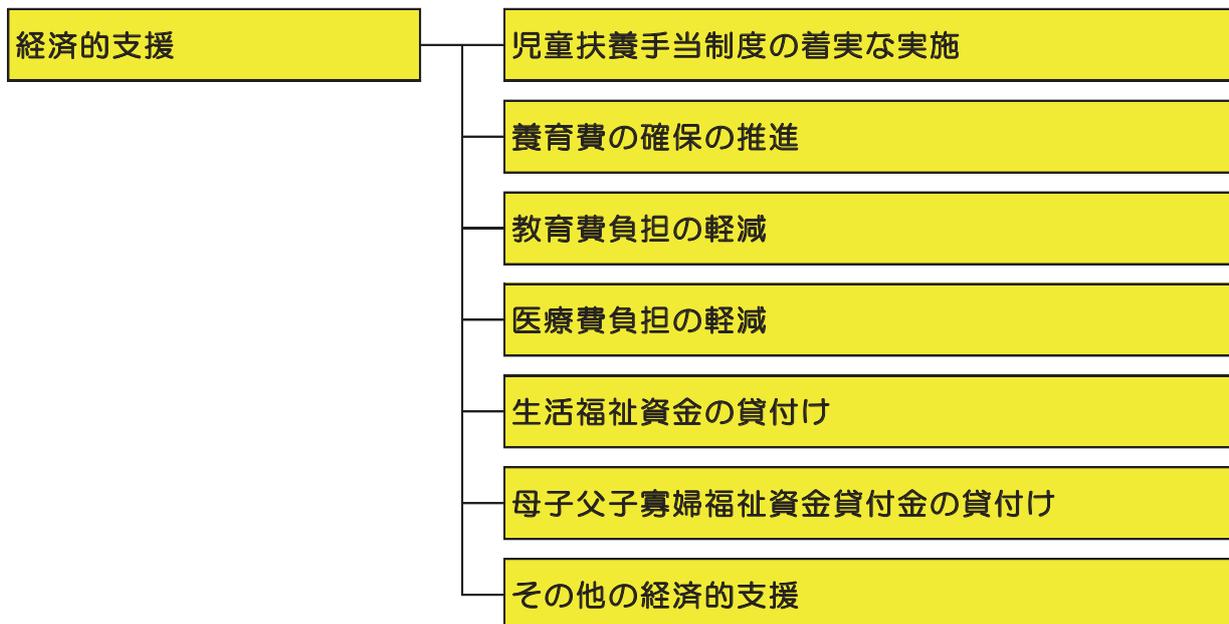
## ウ 非正規雇用から正規雇用への転換

- (ア) 希望する方の正規雇用を促進していくために、企業に対して、正規化のメリットや先行事例の紹介などによる正規雇用化の働きかけと、その実現に向けた採用ノウハウの助言や各種支援策の紹介などを行います。



#### (4) 経済的支援

##### 【施策の柱】



##### 【現状・課題】

- 保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、家庭での生活が日々安定したものになるために、各種手当や貸付けなど複数の支援制度により生活の基礎を下支えしていく必要があります。
- 特に、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、保護者の不安が家庭環境の悪化につながり、子どもの心身にも大きく作用することから、安心して生活できるよう家庭を支えていくことが重要となります。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮する家庭に対して、特例措置を含め、必要な支援が行き届くよう、情報提供体制の充実を図っていくことが求められます。

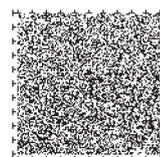
##### 【施策の方向性】

- 引き続き、各種手当などの支給、必要な資金の貸付けを行うとともに、その他困窮世帯の子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講じます。

##### 【具体的な施策】

###### ①児童扶養手当制度の着実な実施

- (ア) ひとり親家庭などの生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。

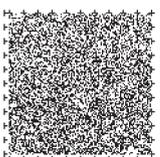


## ②養育費の確保の推進

- (7) 養育費の重要性を広く認識してもらうため、市町村窓口における離婚手続き時などに、啓発用チラシの配布などを行います。
- (イ) ひとり親家庭を対象に、ひとり親サポートセンターにおいて、養育費に関する法律相談などを行います。
- (ロ) ひとり親家庭を対象に電話による弁護士相談「養育費・ひとり親110番」を実施します。また、ひとり親サポートセンターへの来所相談が困難な方に対して、都合のよい時間と場所で弁護士への相談が無料で1時間受けられるクーポンを発行します。

## ③教育費負担の軽減

- (7) 経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対し、市町村が学用品費、通学用品費などを援助します。(再掲)
- (イ) 一定の所得未満などの要件を満たす世帯の小中学生について、私立小中学校等就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。(再掲)
- (ロ) 一定の所得未満の世帯の高校生などに対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。(再掲)
- (ハ) 就学支援金の支給を受けることができない生徒が、保護者などの失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった場合に納付を免除します。(再掲)
- (ニ) 低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者などに返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給します。(再掲)
- (ホ) 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難であると認められる人に対し、学資の貸与を行います。(再掲)
- (ヘ) 生活保護世帯などの生徒の学校納付金の軽減を行う学校設置者に対し、学校納付金軽減補助金を交付します。(再掲)
- (ニ) 低所得世帯の高校生などの英語力向上を図るとともに、教育費負担を軽減するため、英語資格・検定試験の受験料の一部を助成します。(再掲)



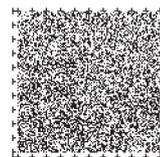
- (ク) 県教育委員会が認める要保護者及び準要保護者に対して、学校管理下における災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）に備えた災害共済給付制度共済掛金のうち、保護者負担額を県と（独）日本スポーツ振興センターが助成します。（再掲）
- (コ) 勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、修学奨励金を貸与します。（再掲）
- (カ) 生活保護世帯の子どもに対し、大学等進学のための準備に係る費用を支給します。（再掲）
- (キ) 学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う住民税非課税世帯などの学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。（再掲）
- (ク) 私立専門学校が行う住民税非課税世帯などの生徒を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。（再掲）
- (ケ) 生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、介護福祉士修学資金等貸付金に生活費の一部を加算して支給し、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援します。（再掲）

#### ④医療費負担の軽減

- (ア) 子どもの健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けることができるよう医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。
- (イ) ひとり親家庭の親及びその子、父母のいない子の医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。
- (ウ) 重度障がい者の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を安心して受けることができるよう医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。
- (エ) 心身の障がいを除去・軽減するための医療について、公費負担医療制度により医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。

#### ⑤生活福祉資金の貸付け

- (ア) 低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。



【資金の種類（主なもの）】

- 総合支援資金（生活再建までの間に必要な生活費用など）
- 福祉資金（住宅補修、転居、緊急かつ一時的に必要な費用など）

⑥母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付け

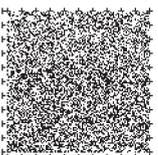
- (ア) ひとり親家庭の親及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため各種資金の貸付けを行います。

【資金の種類（主なもの）】

- 修学資金（授業料、書籍代、学用品など）
- 就学支度資金（入学金、受験料など）
- 住宅（転宅）資金（住宅の建築、購入、補修などや転居）

⑦その他の経済的支援

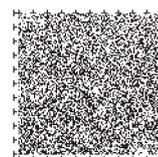
- (ア) 身体又は精神の重度障がいにより、日常生活において常時介護を受けている在宅の児童に対し、障害児福祉手当を支給します。
- (イ) 障がい者が日常生活を送るうえで必要な移動や動作などを確保するために、障がい部位の機能を補完・代替する用具を支給することにより福祉の増進を図ります。
- (ウ) 両耳とも聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童に対し、補聴器の新規購入や更新に要する経費を助成します。



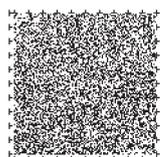
## ○ 子どもの貧困対策に関連する施策・事業

### 1 教育の支援

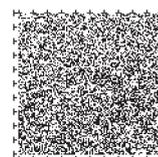
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
幼児教育・保育の無償化の実施	<p>幼児教育・保育の負担軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までのすべての子どもたちの利用料を無償化します。</p> <p>また、0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料を無償化します。</p>	私学振興課 子育て支援課
幼児教育・保育利用に要する保護者負担の軽減	<p>幼稚園、保育所、認定こども園などに対し、保護者が支払う実費について、低所得者などを対象にその費用の一部を助成します。</p>	私学振興課 子育て支援課
公立幼稚園施設等利用給付費	<p>公立幼稚園の預かり保育事業について、市町村が保護者に給付する費用のうち一部を県が助成します。</p>	義務教育課
教育・保育給付費	<p>乳幼児に対して適切な保育サービスを提供し、児童福祉の向上を図るため、市町村が支弁する教育・保育の実施に要する費用の一部を負担します。</p>	子育て支援課
幼児教育・保育従事者に対する研修	<p>認定こども園、保育所、届出保育施設等及び幼稚園の職員に対して、各種研修を行い、専門的知識及び指導技術の向上を図るとともに、教職員などの資質・能力の向上を促進します。</p>	私学振興課 子育て支援課 義務教育課
スクールカウンセラー活用事業	<p>学校におけるカウンセリング機能を充実させるため、公立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制の整備を図ります。</p>	義務教育課
児童生徒を取り巻く生活環境改善事業	<p>市町村に対してスクールソーシャルワーカー配置事業に係る経費の補助を行うとともに、教員以外の専門スタッフを配置・派遣することにより、不登校など教育課題解決のための支援体制の整備を推進します。</p>	義務教育課 高校教育課



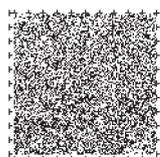
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
高等学校不適応・いじめ防止対策事業	スクールカウンセラーなどの外部専門スタッフの活用により、学校における生徒・保護者への教育相談能力を充実させることで、学校不適応やいじめの未然防止及び解消を図ります。	高校教育課
不登校・ひきこもりサポートセンター事業	福岡県立大学に設置する「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの児童生徒、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。	政策課
不登校児童生徒社会的自立支援事業	不登校・ひきこもりサポートセンターにおいて、学校関係者によるネットワーク会議を設置し、不登校の児童生徒の社会的自立支援や、不登校の未然防止、不登校対策に関わる人材育成などに取り組みます。	政策課
ふくおか学力アップ推進事業	市町村が実施する学力向上事業への非常勤講師の派遣や指導主事の重点的派遣などの支援により、学力の向上や学力の地域間差の縮小を図ります。	義務教育課
高校生みらい支援事業	県立高等学校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯などの高校生に対して、進学や就職の支援を行います。	高校教育課
学習支援センター支援事業	学業不振や学校不適応に悩む生徒や、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする人に学習の場を提供し学業の継続を支援する、学習支援センターの運営に対して助成します。	私学振興課
子ども支援オフィスによる相談支援	貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。	保護・援護課



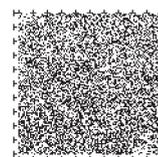
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
私立・公立高等学校等学び直し支援金交付金	高等学校などを中途退学した人が再び学び直す場合に、卒業までの間（最長２年間）、高等学校等学び直し支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。	私学振興課 財務課
若者自立支援事業	一定期間無業の状態にある若者を対象に、心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。	労働政策課
若者自立相談事業	進路が定まっていない高校中退者など、困難を有する若者を適切な支援機関につなぐ窓口を設置し、若者の就学や職業的自立を促します。	青少年育成課
県立三大学授業料等減免事業	学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う住民税非課税世帯などの学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。	政策課
生活困窮世帯の子ども進学支援事業	生活保護世帯や生活に困窮する世帯の子ども本人の進学への意欲向上や、進学に係る保護者の経済的不安の払拭を図り、大学進学に向けた後押しを行います。	保護・援護課
私立専門学校修学支援事業	私立専門学校が経済的理由により授業料減免を行った生徒に対して助成します。	私学振興課
私立専門学校授業料等減免補助金	私立専門学校が行う住民税非課税世帯などの生徒を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。	私学振興課
介護福祉士修学資金等貸付事業	生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもを社会的・経済的自立を実現するため、介護福祉士修学資金等貸付金に生活費の一部を加算して支給し、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援します。	高齢者地域 包括ケア推進課 介護人材確保 対策室



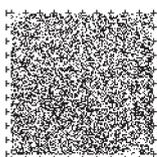
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
児童保護措置費	児童福祉施設などの運営にかかる人件費や入所措置した子どもにかかる一般生活費・教育費などの費用を支弁します。	児童家庭課
里親委託児童高校進学等支援事業	里親、ファミリーホームに委託又は児童養護施設などに入所措置されている子どものうち、高等学校などに入学した人又は就職により退所した人に、進学・就職に要する費用を助成します。	児童家庭課
施設退所者等自立支援促進事業	<p>①NPOと連携して、児童養護施設に入所している子どもや退所者などの生活や就職などに関する相談に応じるとともに、退所者が相互に意見交換や情報交換などを行えるよう居場所づくりや自助グループ活動を支援します。</p> <p>②児童養護施設に入所している子どもが経済的負担の重さから進学を断念することがないように、大学などに進学する際に必要な費用の一部を助成します。</p> <p>③児童養護施設等退所者のうち、入所措置終了後も引き続き支援が必要な人に対し、支援コーディネーターが個人ごとの支援計画を作成し、継続的に生活・就職相談に応じるとともに、生活費の支援を行います。</p> <p>④児童養護施設等退所者に対して、円滑な自立につながるよう、生活費や資格取得費などの貸付けを行います。</p>	児童家庭課
特別支援教育就学奨励費負担金・補助金	「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の趣旨に基づき就学を促進することを目的とし、教科用図書購入費、学校給食費、交通費、寄宿舍居住費、修学旅行費、学用品購入費を就学に係る経費を負担する保護者などに支弁します。	特別支援教育課
帰国・外国人児童生徒への日本語指導体制整備事業	日本語指導が必要な児童生徒の教育支援のため、日本語指導について専門性の高い教員を育成するとともに、市町村教育委員会や学校の受け入れ体制の整備を支援します。	義務教育課



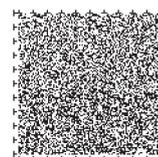
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
要保護児童生徒援助費補助金	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた市町村（学校組合）に対し、国がその経費の一部を助成します。	義務教育課
私立小中学校等就学支援金交付金	一定の所得未滿などの要件を満たす世帯の小中学生について、私立小中学校等就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。	私学振興課
福岡県立中学校等要保護及び準要保護生徒援助費（医療費）	県が設置する中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童生徒の保護者で、県教育委員会が認める要保護者及び準要保護者に対して、学校が治療を指示する疾病治療のための医療に要する費用を助成します。	体育スポーツ健康課
日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担額補助	県教育委員会が認める要保護者及び準要保護者に対して、学校管理下における災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）に備えた災害共済給付制度共済掛金のうち、保護者負担額を県と（独）日本スポーツ振興センターが助成します。	高校教育課
私立・公立高等学校等就学支援金交付金	一定の所得未滿の世帯の高校生などに対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。	私学振興課 財務課
私立・公立高校生等奨学給付金事業	低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者などに返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給します。	私学振興課 財務課
奨学事業助成費	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難であると認められる人に対し、学資の貸与を行います。	高校教育課
定時制及び通信制課程修学奨励費	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、修学奨励金を貸与します。	高校教育課



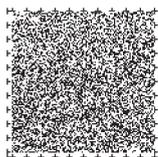
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
私立高等学校等学校納付金軽減補助金	生活保護世帯などの生徒の学校納付金の軽減を行う学校設置者に対し、学校納付金軽減補助金を交付します。	私学振興課
福岡県立学校授業料等減免事業 (家計急変世帯への支援)	就学支援金の支給を受けることができない生徒が、保護者などの失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった場合に納付を免除します。	財務課
私立・県立高等学校における英語力向上の推進	低所得世帯の高校生などの英語力向上を図るとともに、教育費負担を軽減するため、英語資格・検定試験の受験料の一部を助成します。	私学振興課 高校教育課
生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がい者などに対し、子どもの教育のために必要な資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的負担の軽減を図ります。 【資金の種類】 ○教育支援資金（入学金、授業料など）	保護・援護課
進学準備給付金	生活保護世帯の子どもに対し、大学等進学のための準備に係る費用を支給します。	保護・援護課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の子ども又は父母のない子どもが高校、大学などへ通う場合に、入学金、授業料などについて貸付けを行います。 【資金の種類】 ○修学資金（授業料、書籍代、学用品など） ○就学支度資金（入学金、受験料など）	児童家庭課
母子（父子）家庭自立支援給付費	①ひとり親家庭の親が高度な職業訓練を受け資格を取得する場合、教育訓練講座の受講料の一部助成（自立支援教育訓練給付金）や資格取得のため1年以上修業する際の生活費の助成（高等職業訓練促進給付金）を行います。 多子世帯の方（市町村民税非課税世帯に限る。）については、高等職業訓練促進給付金を加算して給付します。 ②ひとり親家庭の親又は子が高卒認定試験を受ける場合、講座受講料の一部助成を行います。	児童家庭課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行います。	児童家庭課
コミュニティ・スクール導入促進事業	保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の設置を促進し、地域学校協働活動と両輪として、学校、家庭、地域の連携・協働を図ります。	義務教育課
地域学校協働活動事業	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域住民の協力により、学校支援活動や放課後などにおける学習支援・体験活動の充実、安心安全な放課後の居場所づくりを進めます。	社会教育課
福岡県フリースクール支援事業補助金	不登校児童生徒の受け皿となっている非営利法人が設置するフリースクールの活動を支援するため、一定の財政支援を行います。	私学振興課
学習ボランティア派遣事業	福岡県立大学において、学生を筑豊地域の市町村などが行う補充学習に派遣し、小・中学生の学習支援を行うことで、子どもの学力向上を図ります。	政策課
子どもの学習・生活支援事業	生活に困窮する世帯の子どもを対象として、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図ります。また、新型コロナウイルス感染拡大などにより、集合型での学習支援が困難となる場合にタブレットの貸与を行います。	保護・援護課
学習支援ボランティア人材バンク事業	県、市が実施する「子どもの学習・生活支援事業」に登録する学習支援ボランティアを県が一括して募集・登録し、ボランティアを必要とする学習支援事業実施自治体とのマッチングを行います。	保護・援護課
ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の子どもに大学生などのボランティアを派遣し、学習支援や進学相談などを行います。	児童家庭課

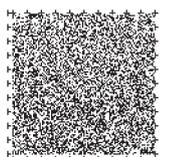


施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
筑豊地区放課後児童クラブ学習支援事業	筑豊地区（15市町村）の放課後児童クラブを活用して、クラブ利用児童の学習を支援することで、筑豊地区の学力向上を図ります。	青少年育成課
夜間中学の設置促進に係る指導・助言、情報の提供	設置意向のある市町村教育委員会に対して指導・助言や情報提供を行うことにより、夜間中学の設置を促進します。	義務教育課
福岡県立中学校等要保護及び準要保護生徒援助費（学校給食費）	県が設置する中学校及び中等教育学校前期課程の生徒の保護者で、県教育委員会が認める要保護者及び準要保護者に対して、学校給食費を助成します。	体育スポーツ健康課
福岡県立高等学校定時制課程夜食費補助	県が設置する高等学校の夜間定時制課程に在学する人で、経済的理由により著しく修学が困難な有職生徒などに対して、夜食費の一部を助成します。	体育スポーツ健康課
家庭教育に関する学習機会や情報の提供	ふくおか社会教育応援隊を中心に、地域の家庭教育支援チームと協力しながら、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。	社会教育課

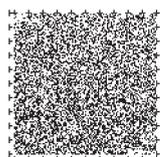


## 2 生活の安定に資するための支援

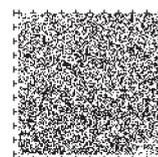
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
妊娠期からのケアサポート事業	市町村、医療機関等関係機関の連携のもと、支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握し、出産後の育児不安の軽減を図るなど、養育支援を行います。	健康増進課
子育て世代包括支援センターの運営に係る経費の補助	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を、市町村が適正かつ円滑に運営できるように、運営に係る経費を補助します。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問等事業	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について、経費を補助するなどにより取組みが進むよう支援します。	健康増進課
生涯を通じた女性の健康支援事業	県内3か所の保健福祉（環境）事務所に設置した女性の健康支援センターなどで、妊娠、出産をはじめとした女性特有の身体的特徴を有することによる悩みなどの相談に対応します。	健康増進課
地域子育て支援拠点	地域において子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感などを緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。	子育て支援課
母子・父子自立支援員による相談、情報提供	保健福祉（環境）事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦からの相談に対応します。	児童家庭課
特定妊婦等母子支援事業	特定妊婦などに対し、児童福祉施設などへの入所により、妊娠期から出産後まで継続して、保育士などが生活、育児支援を行います。	児童家庭課
にんしんSOSふくおか～思いがけない妊娠・子育て・思春期相談～	妊娠期から子育て期など様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。	健康増進課



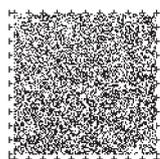
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
若年者への性知識啓発事業	SNS を活用した正しい性知識の啓発や相談窓口の案内により、不安や悩みを抱える若年妊婦などを支援します。	健康増進課
DV被害者等の一時保護と自立支援	DV被害者などの安全確保のため、一時保護を行い、本人の意思を尊重しながら、その後の自立に向けた支援を行います。	男女共同参画推進課
子ども支援オフィスによる相談支援（再掲） ※教育の支援にも該当	貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。	保護・援護課
家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導などを行うことにより、早期に生活が再生するよう支援します。	保護・援護課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦に対して、就職活動又は疾病、出産、看護、事故などの理由で一時的に生活援助などが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、介護・保育などのサービスを行います。	児童家庭課
DV被害者等自立生活援助事業	一時保護解除後も支援が必要なDV被害者女性に対し、民間シェルターと連携した生活支援を行います。	男女共同参画推進課
犯罪被害者支援事業	犯罪被害者などに対する支援、情報提供の充実を図るため、福岡犯罪被害者総合サポートセンターを福岡市、北九州市と共同で開設し、電話及び面接による相談、カウンセリング、警察・裁判所などへの付添いを行います。	生活安全課
生活困窮者就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、生活習慣などの段階に応じた支援を行います。	保護・援護課



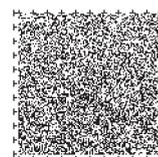
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
教育・保育給付費 (再掲) ※教育の支援にも該当	乳幼児に対して適切な保育サービスを提供し、児童福祉の向上を図るため、市町村が支弁する教育・保育の実施に要する費用の一部を負担します。	子育て支援課
3歳未満児保育所 等入所確保事業	待機児童解消のため、待機児童の多い3歳未満児の受け入れを増やす保育所・認定こども園を支援します。	子育て支援課
待機児童対策総合 推進事業	待機児童の発生率が高い市町村に対し、効果的な待機児童解消プランの策定を支援するアドバイザーを派遣するとともに、事業者が行う小規模保育などの多様な受け皿の整備、市町村が行う保育士確保の取組みを支援します。	子育て支援課
保育体制強化事業	保育士が働きやすい職場環境を整備するため、保育士の負担軽減に資する業務を行う地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材の配置を支援します。	子育て支援課
保育人材総合支援 体制構築事業	保育士と保育所のマッチング、保育士や保育所からの相談対応などを行う「保育士・保育所就職支援センター（仮称）」を設置します。	子育て支援課
保育所職員に対する 研修	初任者から所長に至るまでの階層別研修や、乳児保育、障がい児保育などの専門研修を行います。また、同和問題をはじめとする人権問題啓発のための研修を実施し、人権を大切にすることを育てる保育の推進に努めます。  あわせて、保育士などの専門性の向上を図るとともに、保育士などの賃金改善につながるキャリアアップ研修を実施します。	子育て支援課
届出保育施設保育 環境支援費	届出保育施設の質の向上を図るため、施設が行う児童の健康診断や研修受講のために配置する代替職員の任用を支援します。	子育て支援課



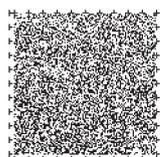
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
届出保育施設基準 適合支援事業	届出保育施設向けに基準適合のためのセミナー開催や巡回支援指導員の派遣による個別指導を実施します。	子育て支援課
子育て短期支援事業	<p>○ショートステイ事業(短期入所生活援助事業) 児童の保護者が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭などの事由で一時的に家庭における養育が困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を要する場合などに児童福祉施設などで一時的に養育・保護します。</p> <p>○トワイライトステイ事業(夜間養護等事業) 児童の保護者の仕事などが恒常的に夜間または休日となる場合、児童福祉施設などにおいて、児童に対する生活指導や食事の提供などを行います。</p>	子育て支援課
利用者支援事業	子ども及びその保護者や妊娠している方などが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、助言します。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	市町村が行う放課後児童クラブの運営に係る費用の一部を助成します。	青少年育成課
放課後児童クラブ 整備事業	就業などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に、授業終了後、適切な遊びと生活の場の提供により健全な育成を図る放課後児童クラブ室の設置に係る整備費を助成します。	青少年育成課
放課後児童クラブ 利用料減免事業	市町村が行う放課後児童クラブの利用料減免のうち、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に対する利用料の減免に要する経費を助成します。	青少年育成課
育児指導機能強化 事業	乳児院を退所後も保護者などからの子育て相談に応じ、発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践しながら指導するため、乳児院に育児指導担当職員を配置する費用を助成します。	児童家庭課



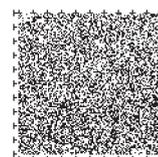
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
乳幼児育児支援事業	子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけなどを掲載した冊子（子育て応援団）を作成し、市町村などを通じて保護者に配布することにより、育児を支援します。	健康増進課
基本的な生活習慣習得事業	就学前の児童及び保護者などに対して市町村が行う相談、研修、啓発事業に対しアドバイザーを派遣し支援を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業 (再掲) ※教育の支援にも該当	ひとり親家庭の子どもに大学生などのボランティアを派遣し、学習支援や進学相談などを行います。	児童家庭課
子どもの学習・生活支援事業 (再掲) ※教育の支援にも該当	生活に困窮する世帯の子どもを対象として、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図ります。	保護・援護課
社会奉仕・体験活動応援事業	非行などの問題を抱える少年の自尊感情の向上と立ち直りを図るため、福祉施設や各種団体の協力を得て、少年に社会奉仕やスポーツなどの多様な体験活動の機会を提供します。	青少年育成課
子ども・若者（非行少年等）居場所活動促進事業	家庭や学校に居場所を見出せない子ども・若者の社会的自立を支援し、非行を防止するため、子ども・若者が立ち寄りやすい居場所を確保し、体験活動の提供や相談対応などを行います。	青少年育成課
児童保護措置費	<p>①児童福祉施設などの運営にかかる人件費や入所措置した子どもにかかる一般生活費・教育費などの費用を支弁します。(再掲) ※教育の支援にも該当</p> <p>②児童養護施設などの子どもたちへ職業指導などを行う指導員の配置に係る経費を支弁します。</p> <p>③児童養護施設などにおける小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化に係る費用を支弁します。</p>	児童家庭課



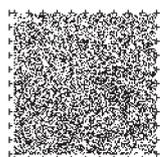
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
里親委託推進事業	児童相談所に里親担当職員を、児童養護施設などに里親支援専門相談員を配置し、里親制度などの普及啓発に努めるとともに、研修の実施や里親家庭への訪問支援など、きめ細かな里親支援を行い、家庭的養護の充実に努めます。	児童家庭課
里親養育等推進事業	長期的に継続した高度な支援が期待できる民間のフォスタリング機関を活用し、質の高い里親養育を提供し、子どもの健やかな成長を保障します。	児童家庭課
特定給食施設指導	保育所などの特定給食施設の指導を行い、子どもの健康づくりを充実させます。	健康増進課
フードバンク活動の普及・促進	食品ロス削減のために食品関連企業などから福祉施設などへ無償で食品を提供するフードバンク活動の普及・促進を図ります。	循環型社会推進課
子どもへの食品提供事業	市町村、社会福祉法人、NPOなどの団体が実施する学習支援などの居場所に参加する子どもたちに対し、企業などから無償提供された食品を提供します。	保護・援護課
若者自立支援事業 (再掲) ※教育の支援にも該当	一定期間無業の状態にある若者を対象に、心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。	労働政策課
若者自立相談事業 (再掲) ※教育の支援にも該当	進路が定まっていない高校中退者など、困難を有する若者を適切な支援機関につなぐ窓口を設置し、若者の就学や職業的自立を促します。	青少年育成課
非行少年等の就労支援事業	非行などの問題を抱える無職少年に対し、ハローワークなどと連携し、進路相談、就職活動、就労後の定着支援まで、一貫した寄り添い型の就労支援を実施します。	青少年育成課



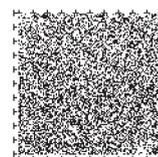
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
非行少年等の就労身元保証事業	非行などの問題を抱える少年が、協力雇用主に万が一損害を与えた場合に見舞金を支払う制度を運用します。	青少年育成課
里親委託児童高校進学等支援事業 (再掲) ※教育の支援にも該当	里親、ファミリーホームに委託又は児童養護施設などに入所措置されている子どものうち、高等学校などに入所した人又は就職により退所した人に、進学・就職に要する費用を助成します。	児童家庭課
施設退所者等自立支援促進事業 (再掲) ※教育の支援にも該当	<p>①NPOと連携して、児童養護施設に入所している子どもや退所者などの生活や就職などに関する相談に応じるとともに、退所者が相互に意見交換や情報交換などを行えるよう居場所づくりや自助グループ活動を支援します。</p> <p>②児童養護施設等退所者のうち、入所措置終了後も引き続き支援が必要な人に対し、支援コーディネーターが個人ごとの支援計画を作成し、継続的に生活・就職相談に応じるとともに、生活費の支援を行います。</p> <p>③児童養護施設等退所者に対して、円滑な自立につながるよう、生活費や資格取得費などの貸付けを行います。</p>	児童家庭課
就業前労働講座	主に就業前の生徒（主に高等学校3年生）を対象として、労働法の基礎知識及び働くことの権利・義務に関する知識についての教育や情報提供を行います。	労働政策課
県営住宅への優先入居	抽選方式による県営住宅の入居者募集において、ひとり親世帯などに対して倍率優遇措置（2つの抽選番号を割り当て）を行うとともに、住宅困窮度を数値化し、その数値の高い方から優先して入居を決定するポイント方式による募集においてポイントを加算します。	県営住宅課
県営住宅の家賃負担の軽減	一定の所得未満の世帯に対し、県営住宅の家賃負担の軽減を図ります。	県営住宅課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
住宅情報提供推進事業	子育て世帯などの民間賃貸住宅への円滑な入居に関する情報提供を行うとともに、住宅に関する相談を実施します。	住宅計画課
住居確保給付金	離職などにより住居を喪失し、またはそのおそれのある人に対し、一定期間、家賃相当額を支給します。	保護・援護課
生活に困窮する世帯に対する一時的住居提供事業	住居のない又は失うおそれのある生活に困窮する人に対して、ホテルなどの一時的な住居を提供します。	保護・援護課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の親及び寡婦が住宅の建築、購入などを行う場合に、必要な経費について貸付けを行います。 【資金の種類】 ○住宅（転宅）資金 (住宅の建築、購入、補修などや転居)	児童家庭課
カウンセリング事業	各児童相談所において精神科医の協力を得て、虐待を行った又は行うおそれのある保護者に対しカウンセリングなどを実施する事で精神的不安感の軽減を図り、児童虐待の防止を図ります。	児童家庭課
身元保証人確保対策事業	児童養護施設などを退所する子どもなどに対する身元保証人を確保するための経費を助成します。	児童家庭課
児童家庭支援センターの運営支援	地域の子どもの福祉に関する各般の問題について必要な助言や、支援を要する子ども、その保護者に対する指導を実施する児童家庭支援センターの運営費を助成します。	児童家庭課
児童養護施設等人材確保事業	児童養護施設などにおける人材確保を図るため、施設における実習体制等を充実させるための費用を助成します。	児童家庭課

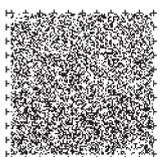


施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
相談関係職員研修事業	<p>児童虐待を早期に発見し、未然防止を図るため関係機関職員に対する研修の充実に努めます。</p> <p>また、児童相談所や市町村などの相談機関が、子どもの保護や家族援助を適切に行うことができるよう、相談に携わる職員に対する専門的な研修を行います。</p>	児童家庭課
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	<p>①市町村において、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員や要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関などの連携強化を図ります。</p> <p>②各児童相談所は、市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」に参画するとともに、市町村に対して技術的指導や助言を行い、学校、保育所、子ども食堂や子どもに対する宅食などの支援を行う民間団体も含め、地域で子どもを見守るネットワークの強化に取り組みます。</p>	児童家庭課
子供の未来応援地域ネットワーク支援	<p>市町村に対し、子ども及び保護者に対する支援体制を強化するため、子どもの貧困対策推進計画の策定に向けた助言などを行います。</p>	保護・援護課
自立相談支援事業	<p>生活困窮者自立支援制度の理念や役割などを踏まえた基本研修に加えて、支援に必要な情報やより効果的な支援手法を習得するスキルアップ研修を行います。</p>	保護・援護課
心の健康づくり推進事業	<p>思春期のこころの問題に関する研修会を開催し、思春期相談に従事する職員の資質向上を図ります。</p>	健康増進課
青少年育成環境改善対策事業	<p>非行・障がい・いじめなど、複合的な課題を有する青少年やその家族に対し、行政や民間が切れ目なく支援できるよう、支援に関わる職員の資質の向上と、連携強化に資する研修などを実施します。</p>	青少年育成課

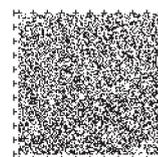


### 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

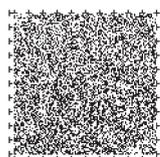
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
<p>企業における働き方改革推進事業</p>	<p>誰もがそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その意欲と能力を発揮できる魅力ある職場づくりに向けて、県内4地域でワークショップを開催するとともに、アドバイザーの個別伴走支援により、企業内の取組みを実践まで支援します。</p> <p>また、働き方改革関連法などについて、福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上での情報発信や厚生労働省の各種制度に関するポスター・リーフレットを配布するなど、厚生労働省福岡労働局と連携し、周知・広報を図ります。</p>	<p>労働政策課</p>
<p>子育て応援宣言企業推進事業</p>	<p>子育てをしながら働き続けることができる社会の実現のため、県内企業などの代表者が従業員の仕事と子育ての両立を支援する具体的な取組みを自主的に宣言し、それを県が登録する「子育て応援宣言企業」登録制度について推進を図ります。</p>	<p>新雇用開発課</p>
<p>ひとり親サポートセンター事業</p>	<p>ひとり親家庭の親及び寡婦を対象に就業相談、就業支援講習会、就業情報提供などの一貫した就業支援を実施します。</p>	<p>児童家庭課</p>
<p>母子（父子）家庭自立支援給付費（再掲） ※教育の支援にも該当</p>	<p>①ひとり親家庭の親が高度な職業訓練を受け資格を取得する場合、教育訓練講座の受講料の一部助成（自立支援教育訓練給付金）や資格取得のため1年以上修業する際の生活費の助成（高等職業訓練促進給付金）を行います。</p> <p>多子世帯の方（市町村民税非課税世帯に限る。）については、高等職業訓練促進給付金を加算して給付します。</p> <p>②ひとり親家庭の親又は子が高卒認定試験を受ける場合、講座受講料の一部助成を行います。</p>	<p>児童家庭課</p>
<p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（再掲） ※教育の支援にも該当</p>	<p>高等職業訓練促進給付金受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付けを行います。</p>	<p>児童家庭課</p>



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業 (再掲) ※生活の安定に資するための支援にも該当</p>	<p>ひとり親家庭及び寡婦に対して、就職活動又は疾病、出産、看護、事故などの理由で一時的に生活援助などが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣し、介護・保育などのサービスを行います。</p>	<p>児童家庭課</p>
<p>子育て短期支援事業 (再掲) ※生活の安定に資するための支援にも該当</p>	<p>○ショートステイ事業(短期入所生活援助事業) 児童の保護者が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭などの事由で一時的に家庭における養育が困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を要する場合などに児童福祉施設などで一時的に養育・保護します。</p> <p>○トワイライトステイ事業(夜間養護等事業) 児童の保護者の仕事などが恒常的に夜間または休日となる場合、児童福祉施設などにおいて、児童に対する生活指導や食事の提供などを行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>若者自立支援事業 (再掲) ※教育の支援及び生活の安定に資するための支援にも該当</p>	<p>一定期間無業の状態にある若者を対象に、心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。</p>	<p>労働政策課</p>
<p>若者就職支援センター事業</p>	<p>おおむね39歳までの若者を対象に、個別就職相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会などを実施し、将来に向けた進路選択や、その後の就職活動をきめ細かに支援することにより、円滑な就職を促進します。</p>	<p>労働政策課</p>
<p>中高年就職支援センター事業</p>	<p>おおむね40歳から64歳までの中高年者を対象に、個別就職相談やハローワークとの連携による職業紹介、中高年者の就職が多く見込まれる分野のセミナーなどを実施し、離職期間が長期化する傾向にある中高年求職者の早期再就職を支援します。</p>	<p>労働政策課</p>

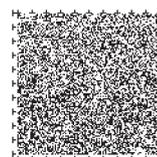


施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
子育て女性就職支援センター事業	県内4か所の「子育て女性就職支援センター」において、子育て中の女性に対し、就職相談や保育情報の提供はもとより、短時間勤務やフレックスタイム制度があるなど子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、求人情報の提供や個別の就職あっせんなど、総合的な支援を行います。	新雇用開発課
被保護者就労支援事業	民間職業カウンセラーの派遣により、生活保護を受給する若年者などの就労指導や就労支援策活用の助言などを行い、その就労・自立を促進します。	保護・援護課
生活困窮者就労準備支援事業 (再掲) ※生活の安定に資するための支援にも該当	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、生活習慣などの段階に応じた支援を行います。	保護・援護課
就労自立給付金	安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった人に対して、就労自立給付金を支給します。	保護・援護課
求職者技能習得訓練事業	フルタイムの訓練を受けるのが困難な方の受講を促すため、1日当たりの訓練時間または週当たりの訓練日数を通常のコースより少なく設定した訓練コースを行います。	職業能力開発課
看護職員復職研修事業	子育てなどにより離職した看護職員に対し、最新の医学知識や看護技術を再習得させることで職場復帰を促し、働き続けられるように支援します。	医療指導課 医師・看護職員 確保対策室
正規雇用促進企業支援センター事業	希望する方の正規雇用を促進していくために、企業に対して、正規化のメリットや先事例の紹介などによる正規雇用化の働きかけと、その実現に向けた採用ノウハウの助言や各種支援策の紹介などを行います。	労働政策課

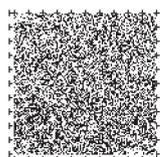


#### 4 経済的支援

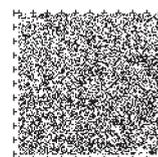
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭などの生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。	児童家庭課
ひとり親世帯所得向上事業	①養育費の重要性を広く認識してもらうため、市町村窓口における離婚手続き時などに、啓発用チラシの配布などを行います。 ②ひとり親家庭を対象に電話による弁護士相談「養育費・ひとり親110番」を実施します。また、ひとり親サポートセンターへの来所相談が困難な方に対して、都合のよい時間と場所で弁護士への相談が無料で1時間受けられるクーポンを発行します。	児童家庭課
ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭を対象に、ひとり親サポートセンターにおいて、養育費に関する法律相談などを行います。	児童家庭課
要保護児童生徒援助費補助金 (再掲) ※教育の支援にも該当	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた市町村(学校組合)に対し、国がその経費の一部を助成します。	義務教育課
私立小中学校等就学支援金交付金 (再掲) ※教育の支援にも該当	一定の所得未満などの要件を満たす世帯の小中学生について、私立小中学校等就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。	私学振興課
私立・公立高等学校等就学支援金交付金 (再掲) ※教育の支援にも該当	一定の所得未満の世帯の高校生などに対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。	私学振興課 財務課
福岡県立学校授業料等減免事業(家計急変世帯への支援) (再掲) ※教育の支援にも該当	就学支援金の支給を受けることができない生徒が、保護者などの失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった場合に納付を免除します。	財務課



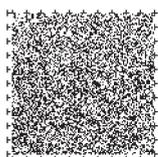
施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
私立・公立高校生等奨学給付金事業 (再掲) ※教育の支援にも該当	低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者などに返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給します。	私学振興課 財務課
奨学事業助成費 (再掲) ※教育の支援にも該当	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難であると認められる人に対し、学資の貸与を行います。	高校教育課
私立高等学校等学校納付金軽減補助金 (再掲) ※教育の支援にも該当	生活保護世帯などの生徒の学校納付金の軽減を行う学校設置者に対し、学校納付金軽減補助金を交付します。	私学振興課
私立・県立高等学校における英語力向上の推進(再掲) ※教育の支援にも該当	低所得世帯の高校生などの英語力向上を図るとともに、教育費負担を軽減するため、英語資格・検定試験の受験料の一部を助成します。	私学振興課 高校教育課
日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担額補助 (再掲) ※教育の支援にも該当	県教育委員会が認める要保護者及び準要保護者に対して、学校管理下における災害(負傷、疾病、障がい又は死亡)に備えた災害共済給付制度共済掛金のうち、保護者負担額を県と(独)日本スポーツ振興センターが助成します。	高校教育課
定時制及び通信制課程修学奨励費 (再掲) ※教育の支援にも該当	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、修学奨励金を貸与します。	高校教育課
進学準備給付金 (再掲) ※教育の支援にも該当	生活保護世帯の子どもに対し、大学等進学のための準備に係る費用を支給します。	保護・援護課
県立三大学授業料等減免事業 (再掲) ※教育の支援にも該当	学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う住民税非課税世帯などの学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。	政策課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
私立専門学校授業料等減免補助金 (再掲) ※教育の支援にも該当	私立専門学校が行う住民税非課税世帯などの生徒を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。	私学振興課
介護福祉士修学資金等貸付事業 (再掲) ※教育の支援にも該当	生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、介護福祉士修学資金等貸付金に生活費の一部を加算して支給し、生活の安定に資する資格として介護福祉士資格の取得を支援します。	高齢者地域 包括ケア推進課 介護人材確保 対策室
子ども医療費支給制度	子どもの健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受け取ることができるよう医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。	児童家庭課
ひとり親家庭等医療費支給制度	ひとり親家庭の親及びその子、父母のいない子の医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。	児童家庭課
重度障がい児(者)医療費支給制度	重度障がい者の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を安心して受け取ることができるよう医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。	障がい福祉課
自立支援医療(育成医療・精神通院医療)	心身の障がい除去・軽減するための医療について、公費負担医療制度により医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。	障がい福祉課
生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。 【資金の種類(主なもの)】 ○総合支援資金 (生活再建までの間に必要な生活費用など) ○福祉資金 (住宅補修、転居、緊急かつ一時的に必要な資金など)	保護・援護課



施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	<p>ひとり親家庭の親及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため各種資金の貸付けを行います。</p> <p>【資金の種類（主なもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○修学資金（授業料、書籍代、学用品など）</li> <li>○就学支度資金（入学金、受験料など）</li> <li>○住宅（転宅）資金（住宅の建築、購入、補修などや転居）</li> </ul>	児童家庭課
障害児福祉手当	<p>身体又は精神の重度障がいにより、日常生活において常時介護を受けている在宅の児童に対し、障害児福祉手当を支給します。</p>	障がい福祉課
補装具費	<p>障がい者が日常生活を送るうえで必要な移動や動作などを確保するために、障がい部位の機能を補完・代替する用具を支給することにより福祉の増進を図ります。</p>	障がい福祉課
軽度・中等度難聴児 補聴器購入費助成 事業	<p>両耳とも聴力レベルが 30 デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童に対し、補聴器の新規購入や更新に要する経費を助成します。</p>	障がい福祉課



## 第6 施策の推進体制

### 1 計画の推進体制

#### (1) 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困は、これまで記載してきたとおり様々な要因が複雑に重なりあって生じています。こうした課題に総合的に対応していくため、教育、保健、福祉など部局の枠を超えた「福岡県子どもの貧困対策推進本部」を設置し、全庁一体となって効果的な施策に取り組んでいきます。

#### (2) 外部有識者会議を活用した貧困対策の推進

有識者、子どもの支援団体、関係機関及び関係者などから構成される「福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子どもの貧困対策の推進に関する部会」において、子どもの貧困の状況を報告するとともに、支援方策のあり方の検討を行うなど効果的な取組みを促進します。

#### (3) 市町村の取組みの推進

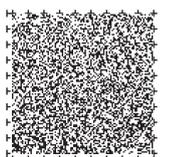
子どもの貧困対策を実施していくにあたっては、住民にとって身近な市町村の役割が重要です。市町村では基礎自治体として様々な事業が行われており、市町村については、改正法において努力義務とされた市町村子どもの貧困対策推進計画を策定し、総合的に子どもの貧困対策を進めていくことが求められています。

県としては、研修の実施や必要な情報提供を通じて、市町村における子どもの貧困対策推進計画の策定や、子どもの貧困対策の取組みが進むよう支援を行ってまいります。

#### (4) 民間団体との連携

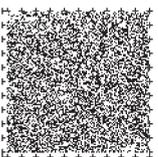
子ども食堂やフードバンク、ライフレスキュー、企業による支援など様々な民間による活動が行われており、子どもの貧困対策の推進のためには、行政の取組みのみならず、こうした民間団体の活動と連携して進めることが必要です。

このため、企業やNPO等の子どもの貧困対策に係る取組みについて、福岡県ホームページやSNS等を通じて広く周知するとともに、民間団体同士又は民間団体と行政が互いに連携を図り、それぞれの地域の実情に応じた子どもの貧困対策のための取組みを進めていけるよう、関係する行政や民間団体等に働きかけを行ってまいります。



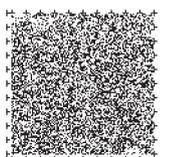
## 2 計画の点検・評価

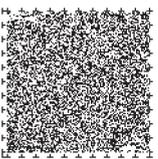
毎年度、目標値の達成に向けた取組状況、事業実績を把握することにより計画の適切な進行管理を行います。また、外部有識者会議などにおいてその情報を共有しながら有効な施策・取組みを検討してまいります。



## 【資料編】

- 第1期福岡県子どもの貧困対策推進計画の進捗状況
- 福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子どもの貧困対策の推進に関する部会設置要綱
- 福岡県子どもの貧困対策推進本部設置要綱
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）
- 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）





## 第1期福岡県子どもの貧困対策推進計画の進捗状況

第1期計画においては、「教育支援」「生活支援」「保護者に対する就労支援」「経済的支援」の4つの柱に沿って、16項目の指標及び4項目に目標を設定し施策を推進してきました。

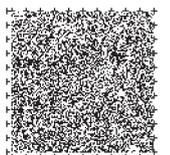
### (福岡県数値が確認できる指標)

指 標	計画策定時 ①	直近値 ②	備考(出典等)	
<b>1 生活保護世帯に属する子ども</b>				
高等学校等進学率	全国数値	90.8%	①平成25年4月1日現在 ②平成31年4月1日現在 【全国・県】厚生労働省社会・援護局保護課調べ	
	福岡県数値	87.1%		
高等学校等中退率	全国数値	5.3%		
	福岡県数値	6.6%		
大学等進学率 ※	全国数値	32.9%		
	福岡県数値	34.0%		
就職率(中学校卒業後) ※	全国数値	2.5%		
	福岡県数値	2.4%		
就職率(高等学校等卒業後)	全国数値	46.1%		
	福岡県数値	42.5%		
<b>2 児童養護施設の子ども</b>				
進学率(中学校卒業後)	全国数値	96.6%		①平成25年5月1日現在 ②令和元年5月1日現在 【全国】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 【県】福祉労働部児童家庭課調べ
	福岡県数値	98.3%		
就職率(中学校卒業後) ※	全国数値	2.1%		
	福岡県数値	0%		
進学率(高等学校等卒業後)	全国数値	22.6%		
	福岡県数値	14.7%		
就職率(高等学校等卒業後) ※	全国数値	69.8%		
	福岡県数値	76.5%		
<b>3 ひとり親家庭の状況</b>				
親の就業率(母子家庭)	全国数値	78.4%	①平成22年度 ②平成27年度 【全国・県】総務省統計局国勢調査調べ	
	福岡県数値	75.9%		
親の就業率(父子家庭)	全国数値	84.9%		
	福岡県数値	81.8%		
<b>4 スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率</b>				
スクールソーシャルワーカーの配置人数	全国数値	1,008人	①平成25年度 ②平成30年度 【全国】文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 【県】教育庁教育振興部義務教育課調べ	
	福岡県数値	76人		
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	全国数値	37.6%	①平成24年度 ②令和元年度 【全国】文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 【県】教育庁教育振興部義務教育課調べ	
	福岡県数値	36.3%		
スクールカウンセラーの配置率 ※(中学校)	全国数値	82.4%		
	福岡県数値	100%		
<b>5 就学援助制度に関する周知状況</b>				
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 ※	全国数値	61.9%	①平成25年度 ②平成30年度 【全国】文部科学省初等中等教育局財務課調べ 【県】教育庁教育振興部義務教育課調べ	
	福岡県数値	54.1%		
入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 ※	全国数値	61.0%		
	福岡県数値	57.4%		

### (福岡県数値が確認できない指標)

指 標	計画策定時 ①	直近値 ②	備考(出典等)
<b>6 ひとり親家庭の状況</b>			
子どもの就園率(保育所・幼稚園)	72.3%	81.7%	①平成23年11月1日現在 ②平成28年11月1日現在 【全国】全国ひとり親世帯等調査
子どもの進学率(中学校卒業後)	93.9%	95.9%	
子どもの就職率(中学校卒業後)	0.8%	1.7%	
子どもの進学率(高等学校卒業後)	41.6%	58.5%	
子どもの就職率(高等学校卒業後)	33.0%	24.8%	
<b>7 日本学生支援機構の奨学金</b>			
奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子)	40.0%	100.0%	※上段：予約採用段階、下段：在学採用段階 ①平成25年度実績 ②平成30年度実績 【全国】独立行政法人日本学生支援機構調べ
	100.0%	100.0%	
奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子)	100.0%	100.0%	
	100.0%	100.0%	
<b>8 貧困率</b>			
子どもの貧困率	16.3%	13.5%	①平成25年度 ②令和元年度 【全国】国民生活基礎調査
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	48.1%	

・指標の欄の「※」は、直近値において、福岡県数値が全国数値以上(高等学校等中退率においては全国数値以下)のものを表す  
・網掛け箇所は第1期計画において目標を定めた項目を表す。



## 子どもの貧困対策の推進に関する部会設置要綱

### (部会の設置)

第1条 社会福祉審議会規則（平成12年福岡県規則第65号）第9条に基づき、福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）に、子どもの貧困対策の推進に関する部会（以下「部会」という。）を置く。

### (審議事項)

第2条 部会は、県が実施する子どもの貧困対策に係る各種施策に関する調査審議を行う。

### (組織)

第3条 部会は、別表に掲げる者により組織する。

### (会議)

第4条 部会の会議については、福岡県社会福祉審議会運営要領（平成19年5月21日福岡県社会福祉審議会決定）第5条に基づき同運営要領の各規定を準用し、公開等について取り扱うこととする。

2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

3 部会の決議については、専門分科会の決議とする。

### (事務局)

第5条 部会の事務局は、福岡県福祉労働部保護・援護課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年8月3日から施行する。

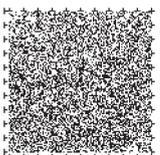
この要綱は、平成29年11月2日から施行する。

この要綱は、平成30年11月8日から施行する。

この要綱は、令和元年10月3日から施行する。

この要綱は、令和2年6月4日から施行する。

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。



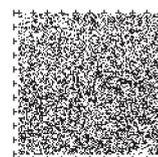
(別表)

福岡県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会  
子どもの貧困対策の推進に関する部会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	職名又は所属団体名
会長 アベ カズヒコ 安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授
イキ ヨシロウ 壹岐 和郎	福岡県議会議員(県民生活商工委員会委員)
イトウ シンイチ 伊藤 進一 ※	(社福)福岡県母子寡婦福祉連合会 母子父子部長
オオタニ キヨミ 大谷 清美 ※	特定非営利活動法人 チャイルドケアセンター 代表理事
オガタ ケイコ 小方 圭子	(公社)福岡県保育協会常務理事
オクムラ ケンイチ 奥村 賢一 ※	福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科 准教授
カマタ エミコ 鎌田 恵美子	大木町民生委員・児童委員協議会会長
コサカ ショウジ 小坂 昌司	福岡県弁護士会
スギハラ トシコ 杉原 敏子	(公社)福岡県青少年育成県民会議理事
タカシマ コウイチ 高島 孝一 ※	福岡県公立高等学校校長協会副会長(福岡県立修猷館高等学校校長)
ナカムラ ユミ 中村 ゆみ	福岡市立城香中学校校長
ノグチ ミキ 野口 美紀 ※	あしなが学生募金事務局(久留米大学生)
ハナダ エツコ 花田 悦子	福岡県児童養護施設協議会
ハヤシ ジュンイチ 林 純一	福岡県警察本部生活安全部少年課少年健全育成室
副会長 マツザキ ヨシコ 松崎 佳子	広島国際大学心理科学研究科実践臨床心理学専攻特任教授
モリマツ ショウイチ 森松 正一	福岡県書店商業組合副理事長
リュウ カズヒコ 笠 和彦	福岡県議会議員(厚生労働環境委員会委員)

※=本部会に係る臨時委員



## 福岡県子どもの貧困対策推進本部設置要綱

### (設置目的)

第1条 本県における子どもの貧困対策に関する施策を全庁的に推進するため、福岡県子どもの貧困対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子どもの貧困対策に係る事業の進捗や目標の達成状況の検証に関すること。
- (2) 子どもの貧困対策に係る施策の充実強化に関すること。
- (3) その他子どもの貧困対策を進めるにあたって必要と認められる事項に関すること。

### (本部の組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は知事とし、本部を総括し、代表する。
- 3 副本部長は副知事とし、本部長を補佐する。本部長に事故があるとき、又は不在のときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部の会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ、事案に関係のある本部員で会議を開催することができる。

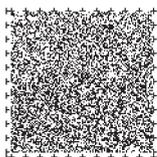
### (幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長は、幹事会の会議を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事長に福祉労働部次長を、幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要に応じ、幹事以外で事案に関係のある課(室)の長の出席を求めて、会議を開催することができる。
- 6 幹事長は、必要に応じ、関係部局の課(室)長を構成員とする専門部会を設置することができる。

### (庶務)

第6条 本部及び幹事会の庶務は、福祉労働部保護・援護課において行う。



(雑則)

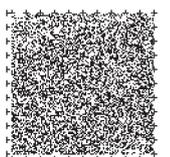
第7条 この要綱で定めるもののほか、本部及び幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月25日から施行する。  
この要綱は、平成29年10月25日から施行する。  
この要綱は、平成30年5月31日から施行する。

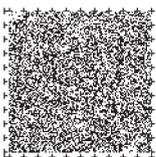
別表1 (福岡県子どもの貧困対策推進本部構成員)

構 成	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	総務部長
	企画・地域振興部長
	人づくり・県民生活部長
	保健医療介護部長
	福祉労働部長
	環境部長
	商工部長
	農林水産部長
	県土整備部長
	建築都市部長
	教育長
	警察本部長



別表2（福岡県子どもの貧困対策推進本部幹事会構成員）

構 成	職 名
幹 事 長	福祉労働部次長
幹 事	人づくり・県民生活部男女共同参画推進課長
	人づくり・県民生活部生活安全課長
	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課長
	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課長
	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課長
	保健医療介護部健康増進課長
	保健医療介護部医療指導課長
	保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課長
	福祉労働部子育て支援課長
	福祉労働部児童家庭課長
	福祉労働部障がい福祉課長
	福祉労働部保護・援護課長
	福祉労働部労働局労働政策課長
	福祉労働部労働局新雇用開発課長
	福祉労働部労働局職業能力開発課長
	環境部循環型社会推進課長
	建築都市部住宅計画課長
	建築都市部県営住宅課長
	教育庁教育総務部財務課長
	教育庁教育振興部高校教育課長
教育庁教育振興部義務教育課長	
教育庁教育振興部特別支援教育課長	
教育庁教育振興部体育スポーツ健康課長	
教育庁教育振興部社会教育課長	



# 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号）

令和元年 6 月 19 日号外法律第 41 号〔第 1 次改正〕

## 第一章 総則（第一条—第七条）

## 第二章 基本的施策（第八条—第十四条）

## 第三章 子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）

### 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

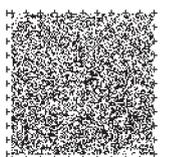
第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

### （法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。



(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

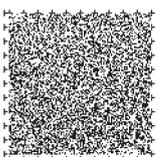
3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。



(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

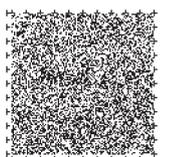
3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)



第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

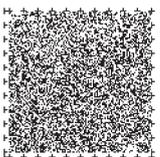
附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年 11 月 29 日閣議決定）

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～

### 第1 はじめに

（「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と改正）

明日の日本を支えていくのは今を生きる子供たちである。いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならないとの決意の下、平成 25 年 6 月に子供の貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号。以下「法律」という。）が成立した。これを受け、子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年 8 月閣議決定。以下「前大綱」という。）において、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、政府では様々な取組を進めてきた。

さらに、令和元年 6 月、議員提出による子供の貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 41 号）が成立した。同法による改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記された。また、市町村が子供の貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されるとともに、子供の貧困対策に関する大綱の記載事項として子供の貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項が追加された。

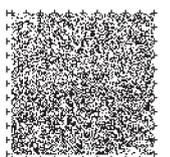
（新たな大綱案作成の経緯）

政府は、平成 30 年 11 月、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を開催し、令和元年度内を目途に、新たな子供の貧困対策に関する大綱の案の作成を行うとともに、新たな大綱の案の作成に資するよう、子供の貧困対策に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取することを決定した。これを踏まえ、有識者会議において、計 6 回にわたり、貧困の状況にある子供及びその保護者を含め幅広く関係者から意見聴取を行い、様々な議論がなされた結果、令和元年 8 月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言された。

提言においては、前大綱に基づき各種の支援が進捗したこと、子供の貧困率を始めとする多くの指標で改善が見られたことや子供の貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された。

他方で、現場には今なお支援を必要とする子供やその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しいこと、各地域で子供の貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大してきたこと等について指摘がなされた。政府としては、この提言を真摯に受け止め、総合的な見地から検討・調整を図った上で、子どもの貧困対策会議において大綱案を作成した。

（新たな大綱の策定の目的）



日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「本大綱」という。）を策定する。

## 第2 子供の貧困対策に関する基本的な方針

### 1 分野横断的な基本方針

#### (1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。

子供の貧困対策は、改正後の法律の目的規定（第1条）を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子供の現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子供が前向きな気持ちで夢や希望を持ち、我が国の将来を支える人材に成長していけるようにすることが重要である。

少子高齢化が進行する我が国においては、国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていきえるようにすることが、活力ある日本社会の創造に直結するものとして、子供のことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく。

#### (2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。

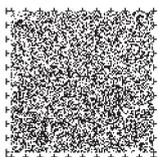
子供の貧困対策を進めるに当たっては、子供の心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要がある。また、乳幼児期から義務教育へ、更には高等学校段階へと、子供のライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要である。さらに、子供が高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子供の社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要である。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図る。

#### (3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。

貧困の状況にある子供やその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しづらい等の状況も見られる。

こうした子供たちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めていく。



また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話に追われる子供がいる、子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する。

#### (4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

子供の貧困対策の推進のためには、国、地方公共団体、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があるが、中でも個別の子供に関する情報を多く保有する地方公共団体の役割は重要である。

生まれた地域によって子供の将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定を促すとともに、地域の実情を踏まえた取組の普及啓発を積極的に進めていく。

市町村においては、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子供の状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子供を広く把握し、効果的に支援へつなげていくよう、また都道府県においては、情報把握のサポートや連携、効果的な取組の広域展開が進むように支援していく。

## 2 分野ごとの基本方針

### (1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制づくりを進めるとともに、地域において支援に携わる人材やNPO等民間団体等が中核となって放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携を生み出すことで、苦しい状況にある子供たちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化する。

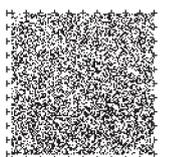
また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る。

### (2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。

子供の心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要である。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子供については、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されている。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子供及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施する。

また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて施策を推進する。



(3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を講じていく。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援する。

保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努める。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。

(4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要である。ただし、子供に支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子供の育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子供との関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく。

また、家庭の経済的困窮については、そもそも把握が難しいことから、地方公共団体が、内部で保有する様々な情報の活用や関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握していくことを促していく必要がある。

(5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。

子供の貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子供の貧困に対する理解を深めることが欠かせない。

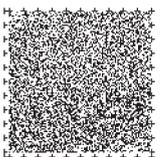
前大綱策定以来、子供の貧困に対する国民の認知は広がってきたが、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在している。このため、まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子供の貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置付けていく。

さらに、国全体で子供を応援するという機運を高め、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子供たちを支援する環境を社会全体で構築するため、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。

(6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

改正後の法律では、施行後5年を目途として、施行状況を勘案して必要がある場合には、法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第2項）。

このことを踏まえ、本大綱では、今後5年間において政府が取り組むべき重点施策を中心に掲げることとするが、必要なものについては、中長期的な課題についても視野に入れて継続的に取り組むこととする。



### 第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、別添のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

なお、子供の貧困に関する状況をより適切に把握できるようにするため、公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進める。

### 第4 指標の改善に向けた重点施策

別添に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

#### 1 教育の支援

##### (1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

###### (幼児教育・保育の無償化)

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子供の健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながる。このため、全ての子供が安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施する。

###### (幼児教育・保育の質の向上)

子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進する。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる処遇改善に取り組む。

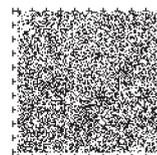
また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図る。

さらに幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

##### (2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

###### (スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等)

児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図る。特に、貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等学校における専門スタッフとして相応しい配置条件



の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進する。このような体制構築等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと教育委員会・学校等との連携強化を図る。

また、児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指す。

さらに、子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。(再掲)

#### (学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。

その際、子供が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図る。加えて、学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子供に自己肯定感を持たせ、子供の貧困問題に関する理解を深めていくため、大学や教育委員会に対し、免許状更新講習や研修における関連講習、校内研修等の開設を促す。

### (3) 高等学校等における修学継続のための支援

#### (高校中退の予防のための取組)

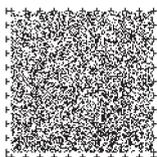
高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要である。このため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するとともに、生徒が抱える課題に応じて適切な支援につなげるスクールソーシャルワーカーの配置を推進するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図る。また、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図る。

在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する者もいるが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知徹底を図る。さらに、学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図る。

#### (高校中退後の支援)

高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する地方公共団体等の取組を支援・推進する。

学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。



高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給する。

#### （4）大学等進学に対する教育機会の提供

##### （高等教育の修学支援）

高等教育段階においては、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びこれに準ずる者が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図る。

また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、引き続き無利子奨学金を適切に措置するとともに、返還が困難な者に対しては、返還月額の減額、返還期限の猶予、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」等の利用を促す。

あわせて、奨学金の緊急採用等、家計急変により修学困難となった学生に対する経済的支援についても引き続き取り組む。

さらに、学生宿舍の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供等を行う。

#### （5）特に配慮を要する子供への支援

##### （児童養護施設等の子供への学習・進学支援）

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、施設内に居住している大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子供の年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子供の状況に配慮した支援を行う。

また、児童養護施設等で暮らす子供の大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行う。

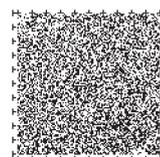
##### （特別支援教育に関する支援の充実）

特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図る。

##### （外国人児童生徒等への支援）

外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実、中学校・高等学校におけるキャリア教育等の包括的な支援を進める。

#### （6）教育費負担の軽減



#### （義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育段階においては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。国としては、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表することで、就学援助の適切な運用を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。また、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、各市町村におけるきめ細かな周知・広報等の取組を促す。

平成 29 年度から、国庫補助事業において小学校就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給した場合の経費についても対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町村の入学前支給の実施を促す。

#### （高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減）

全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」等について、都道府県での実施状況を踏まえつつ、着実に実施することにより、低所得世帯への支援の充実を図る。

さらに、高等学校等における家計急変世帯への授業料減免支援についても引き続き取り組む。

#### （生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減）

都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得者世帯の子供が高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行う。

生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給する。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合については、収入として認定しない取扱いとする。生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付する。また、生活保護世帯の子供が、大学進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子供の分の住宅扶助額を減額しないこととする。

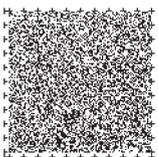
大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を実施する。

#### （ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減）

ひとり親家庭の子供が、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないよう、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施する。

また、ひとり親家庭の子供が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施する。

#### （7）地域における学習支援等



（地域学校協働活動における学習支援等）

地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図る。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。

加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。

（生活困窮世帯等への学習支援）

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行う。

また、ひとり親家庭の子供の学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

（8）その他の教育支援

（学生支援ネットワークの構築）

悩みを抱える学生を支援するネットワークの構築のため、学生相談室等を中心とした保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等の連携、カウンセラー等の専門家の活用、学生が学生の相談に対応する「ピア・サポート」の仕組みの整備等について周知することを通じて、各大学等における取組を促進する。

（夜間中学の設置促進・充実）

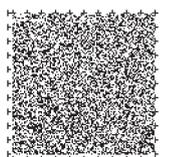
夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る。

（学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保）

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施する。

学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

（多様な体験活動の機会の提供）



民間の企業が実施する優れた体験活動の取組等に対する表彰事業を実施することにより、民間の企業の青少年に対する体験活動事業への積極的な参画を促す。

独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立青少年教育施設において、児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供するとともに、その成果を広く全国に周知することを通じて、各地域における取組を促進する。また、「子どもゆめ基金」事業により、貧困の状況にある子供を支援している民間団体が行う体験活動への助成を行う。

さらに、地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進する。

国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努める。

## 2 生活の安定に資するための支援

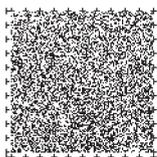
### (1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

#### (妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援)

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行う。また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行う。なお、妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターについては、その設置を促進し、令和2年度末までに全国展開を目指す。

#### (特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援)

妊娠期からの支援を行い、安定的な生活が営めるよう、予期せぬ妊娠等により、不安を抱える若年妊婦、特定妊婦等を支援するため、女性健康支援センターにおける産科同行支援を実施するほか、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、若年妊婦等への支援に積極的なNPO等との連携によるアウトリーチや、SNSを活用した相談支援等を実施する。また、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。あわせて、妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行う。さらに、婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行い、自らの子供を養育することを希望する未婚の妊産婦等に対しては母子生活支援施設等を活用し、親が自立できるまでの生活全般の支援を行う。また、支援を必要とするひとり親家庭等については、民間団体の活用等による見守り支援等を推進する。



## （２）保護者の生活支援

### （保護者の自立支援）

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぐ。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施する。加えて、生活困窮者及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施する。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進する。

ひとり親家庭については、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等サービスの提供等による生活支援を推進する。

### （保育等の確保）

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「子育て安心プラン」に基づき、令和２年度末までに待機児童解消を図り女性就業率８割に対応できるよう、約 32 万人分の保育の受け皿を確保する。また、放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き市町村等に対する必要な財政支援を講じていく。

都道府県等で実施する保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図る。

また、指定保育士養成施設における養成課程において、子供の貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める。

### （保護者の育児負担の軽減）

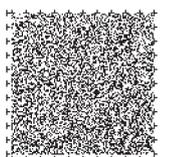
子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図る。

また、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。

## （３）子供の生活支援

### （生活困窮世帯等の子供への生活支援）

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援のほか、子供や保護者への生活習慣や育成環境の改善に関する支援を行う。（再掲）



また、育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子供に対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子供の基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進する。

#### （社会的養育が必要な子供への生活支援）

生活基盤が不十分なため、親が自分で子供を育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援する。このため、平成28年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進める。

また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子供に対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子供等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援する。

#### （食育の推進に関する支援）

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

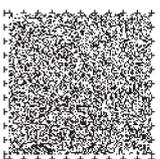
特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

#### （4）子供の就労支援

##### （生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援）

生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行う。



また、ひとり親家庭の子供を対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行う。

#### （高校中退者等への就労支援）

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、学校が地域若者サポートステーション及びハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図る。（再掲）

#### （児童福祉施設入所児童等への就労支援）

児童養護施設等で暮らす子供を対象に、勤労の基礎的な能力を身に付け、希望に応じた職業選択ができるよう職業指導を行うとともに、必要となる資格取得の支援等を行う。また、就職に際し必要な被服類等の購入費等の支援を行う。

#### （子供の社会的自立の確立のための支援）

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行うなど、若者の職業的自立や就労に向けた支援等を行う。

また、労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めることにより、子供の就労による自立を支援するため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する教育を行う。

#### （5）住宅に関する支援

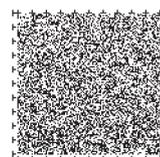
母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の地方公共団体への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援していく。

生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給する。また、シェルター退所者や地域社会において孤立し住宅を失うおそれのある者等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業において、入居に当たっての支援や、居宅における一定期間の訪問による見守りや生活支援を行う。

ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施する。

#### （6）児童養護施設退所者等に関する支援

##### （家庭への復帰支援）



施設入所等の措置解除後の子供が家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、保護者に子供への接し方等の助言やカウンセリングを実施する。

さらに、措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子供の安全確認、保護者への相談・支援等を実施する。

#### （退所等後の相談支援）

児童養護施設等に入所していた子供等に対しては、必要に応じて18歳到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供するとともに、児童養護施設を退所した子供等の実態把握を行い、その結果を踏まえ、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。また、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化等、子供の自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

### （7）支援体制の強化

#### （児童家庭支援センターの相談機能の強化）

児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置等を考慮した機能強化を図る。

#### （社会的養護の体制整備）

社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模かつ地域分散化等の推進を図る。あわせて、新たに里親となる人材を確保するため、広報啓発の充実を図るとともに、里親の委託前養育期間における経済的負担の軽減について検討する。

#### （市町村等の体制強化）

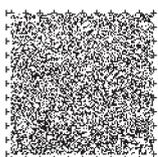
市区町村子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充や要保護児童対策地域協議会の充実・強化を行うとともに、児童福祉司の増員や専門性の強化、処遇改善等、児童相談所の体制強化を推進する。

#### （ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進）

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を整備する。また、ひとり親等の事務手続きにかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続において、地方公共団体における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努める。

#### （生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進）

生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。また、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの支援相談の窓口が連携した好事例を周知する。



(相談職員の資質向上)

生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施する。

また、生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行う。

あわせて、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図る。さらに、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行う。

### 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

#### (1) 職業生活の安定と向上のための支援

(所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現)

働いている母子世帯の母の約半数はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、職業生活の安定と向上のための支援が重要である。

中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組むとともに、最低賃金については、近年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保を着実に推進すべく、働き方改革関連法の円滑な施行を進める。

育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子供を育てられる労働環境の整備を引き続き図る。

#### (2) ひとり親に対する就労支援

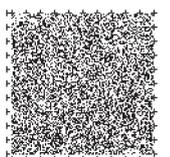
(ひとり親家庭の親への就労支援)

マザーズハローワーク等において、ひとり親を含む子育て女性等に対するきめ細かな就職支援を実施する。

また、ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進する。

さらに、就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進する。

その上、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、予算の適正な使用に留意しつつ、母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努めることで、引き続き就労機会の確保を図っていく。



(ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立)

ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子供を預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進する。(再掲)

(ひとり親家庭の親の学び直しの支援)

ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を継続して実施する。

また、生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用(高等学校等就学費)を支給することで、親の学び直しを図っていく。

(企業表彰)

子育てと就業の両立が難しい等の理由で就業が困難なひとり親家庭の親を多数雇用している企業等を表彰することで、ひとり親家庭の親が働きやすい環境を整備するとともに、就業促進に向けた社会的機運を高める。

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

(就労機会の確保)

低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を推進する。また、求職者支援訓練により、これまで専業主婦であった人等も含め、就職に必要な技能及び知識を習得できるよう、訓練機会の提供を行う。

加えて、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施する。

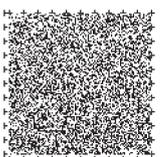
また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。

(親の学び直しの支援)

キャリアプランの再設計、リカレント教育、その成果を生かしたキャリアアップや雇用機会の確保といった一連のプロセスを総合的に支援する一環として、キャリアコンサルティングを定期的に受けられる仕組みの普及に取り組む。

(非正規雇用から正規雇用への転換)

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金についても引き続き活用を促進する。



#### 4 経済的支援

(児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施)

児童手当法に基づく児童手当の支給を着実に実施する。

また、児童扶養手当については、平成 28 年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の増や、平成 30 年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施する。さらに、令和元年 11 月からの支払回数 of 年 3 回から年 6 回への見直しについて、事務の円滑な履行に努める。

(養育費の確保の推進)

債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、民事執行法の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにするとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設することとしたため、関係機関等にこれらの制度を周知する。

このほか、母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センター等において、養育費に関する相談支援を行うなど、適切な施行を図っていく。

また、養育費の取決めを促すため、地方公共団体における弁護士等による相談等の実施や、養育費相談支援センターにおいて、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成等、養育費に関する相談支援を行う。

さらに、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市区町村の窓口において離婚届の用紙と同時に交付する。

(教育費負担の軽減)

全ての意思ある子供が安心して教育を受けられるよう、就学援助、高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図る。(再掲)

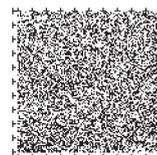
#### 第5 子供の貧困に関する調査研究等

改正後の法律を踏まえ、以下の方針で子供の貧困に関する指標に関する研究その他の子供の貧困に関する調査及び研究等を実施する。

##### 1 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究

子供たちが置かれる貧困の実態や、そのような子供たちが実際に受けている各種の支援の実態の把握を継続的に実施する。また、地方公共団体も含めた施策の実施状況や地域における支援活動の状況、国内外の調査研究等に関する情報収集を引き続き実施する。

##### 2 子供の貧困に関する指標に関する調査研究



子供の貧困に関する指標については別添に掲げているところであるが、子供の貧困対策を今後更に適切に推進していくため、既存の公的統計の見直しや改善も含め、指標の在り方については引き続き検討を進めていく。

新たな調査を実施する場合には、単なる実態の記述だけではなく、世帯の経済状況が子供にどのような影響を与えているかという視点を含めて、子供の貧困の実態が明らかになるような調査を検討する。また、政策の効果が生じるプロセスを明確にし、支援が確実に届いているかも含め、取組に対する効果を見るなどのプロセス評価も視野に入れた調査研究を検討する。

### 3 地方公共団体による実態把握の支援

地方公共団体における子供の貧困対策の企画・立案、実施に資するため、子供の貧困の状況に関する地域別データの把握・提供に努める。

また、各地方公共団体が実施する子供の貧困に関する実態調査について、各地域において適切に実態を把握できるよう、調査項目を共通化するなどにより比較可能なものとするとともに、全国的な実施に向けた検討を行う。

## 第6 施策の推進体制等

### 1 国における推進体制

本大綱に基づく施策を総合的に推進するため、引き続き、子どもの貧困対策会議を中心に、内閣総理大臣のリーダーシップの下、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって子供の貧困対策に取り組む。その際、同会議の事務局である内閣府を中心に、連携・推進体制の強化を図る。

施策の推進に当たっては、子供の支援に関わる全ての政策分野との連携に留意する。特に、子供の貧困対策が児童虐待の予防にも資するとの観点から児童虐待防止対策分野との連携を図るとともに、子供が成長し安定した生活を営めるようになるまで支援を行う観点から、青少年育成支援分野等との緊密な連携を図る。また、子供やその家族の状況に応じ、障害者支援施策や在留外国人への支援施策、配偶者からの暴力被害者支援施策等との連携にも留意する。

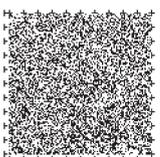
### 2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

なお、沖縄における施策の推進に当たっては、沖縄における深刻な子供の貧困の実態やこれまでの実施状況等を踏まえつつ検討を進める。

### 3 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開



子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

さらに、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき、休眠預金等を子供及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動等といった民間の団体が行う公益に資する活動に活用することとしており、同制度の円滑な運用に向けて政府として環境整備や積極的な広報等に努める。

#### 4 施策の実施状況等の検証・評価

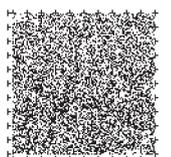
子どもの貧困対策会議において、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努める。このため、子どもの貧困対策会議の下に設けた有識者会議において、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する。

#### 5 大綱の見直し

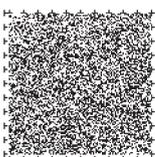
本大綱については、社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを検討する。

#### 子供の貧困に関する指標（別添）

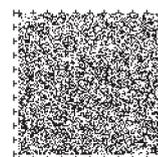
指 標	直近値	算出方法
<b>教育の支援</b>		
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であつて、中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業者総数のうち、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学した者の数の占める割合 (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1% (平成30年4月1日現在)	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数で、その年の翌年3月までに中退した者の数を除いたもの (出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36.0% (平成30年4月1日現在)	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であつて、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数のうち、大学、短期大学、専修学



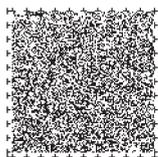
			校（専門課程又は一般課程）又は各種学校への進学した者の割合 （出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ）
児童養護施設の子供の進学率	中学校卒業後	95.8% （平成30年5月1日現在）	その年度末に中学校を卒業した者の数のうち、その年度の翌年度（5月時点）に高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設に進学している者の数の占める割合 （出所：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）
	高等学校等卒業後	30.8% （平成30年5月1日現在）	高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部の卒業者及び高等専門学校（3学年）を修了した者の数のうち、大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進級した者）、専修学校、各種学校又は公共職業訓練施設への進学している者の数の占める割合 （出所：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ）
ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）		81.7% （平成28年11月1日現在）	母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所、幼稚園又は認定こども園が選択されている者の割合 （出所：全国ひとり親世帯等調査）
ひとり親家庭の子供の進学率	中学校卒業後	95.9% （平成28年11月1日現在）	母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、高等学校又は高等専門学校に在籍している者の割合 （出所：全国ひとり親世帯等調査）
	高等学校等卒業後	58.5% （平成28年11月1日現在）	母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、大学、短期大学、専修学校又は各種学校に在籍している者の割合 （出所：全国ひとり親世帯等調査）
全世帯の子供の高等学校中退率		1.4% （平成30年度）	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の割合 （出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）
全世帯の子供の高等学校中退者数		48,594人 （平成30年度）	年度初めに高等学校に在籍していた者のうち、その年度中に高等学校を中退した者の数 （出所：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）
スクールソーシャルワーカーによる対応実績	小学校	50.9% （平成30年度）	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合 （出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）



のある学校の割合	中学校	58.4% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある中学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	全公立小学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された小学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
	中学校	89.0% (平成30年度)	全公立中学校のうち、補助事業を活用したスクールカウンセラー(準ずる者を含む。)が配置された中学校の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ)
就学援助制度に関する周知状況(入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		65.6% (平成29年度)	「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	「当該年度に入学した者を対象に入学前支給を実施」と回答した市町村の割合 (出所：文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ)
	中学校	56.8% (平成30年度)	
高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—	高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)を当該年度において利用した者の数 (注)高等教育の修学支援新制度については令和2年4月から開始。 (出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ)
	短期大学	—	
	高等専門学校	—	
	専門学校	—	
<b>生活の安定に資するための支援</b>			
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
	子供がある全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で料金の未払いが「あった」と答えた世帯の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))



食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	ひとり親世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※)食料が買えない経験(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%)衣服が買えない経験(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%)
	子供がある全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	子供がある世帯のうち、過去1年間に経済的な理由で家族が必要とする食料又は衣服が買えないことが「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯の割合(※) (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計)) (※)食料が買えない経験(よくあった2.5%、ときどきあった5.1%、まれにあった9.2%)衣服が買えない経験(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%)
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	ひとり親世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	子供がある世帯で等価可処分所得が第Ⅰ～Ⅲ十分位の世帯に属する18歳以上の個人のうち、頼れる人が「いない」と回答した者(「そのことでは人に頼らない」と回答した者は含まない。)の割合 (出所：生活と支え合いに関する調査(特別集計))
<b>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</b>			
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成27年)	母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
	父子世帯	88.1% (平成27年)	父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、就業している者の割合 (出所：国勢調査)
ひとり親家庭の親の正規の職員・	母子世帯	44.4% (平成27年)	就業している母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む。)の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)



従業員の割合	父子世帯	69.4% (平成 27 年)	就業している父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む。）の親のうち、正規の職員及び従業員の割合 (出所：国勢調査)
経済的支援			
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成 27 年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17 歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	7.9% (平成 26 年)	貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子供（17 歳以下）の数を子供の数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成 27 年)	貧困線に満たない大人一人（18 歳以上 65 歳未満）と子供（17 歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：国民生活基礎調査)
	全国消費実態調査	47.7% (平成 26 年)	貧困線に満たない大人一人（18 歳以上）と子供（17 歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子供からなる世帯の世帯員数で除したもの (出所：全国消費実態調査)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成 28 年度)	養育費の取決めをしている母子世帯の親の数を母子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
	父子世帯	20.8% (平成 28 年度)	養育費の取決めをしている父子世帯の親の数を父子世帯の親の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% (平成 28 年度)	養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数を母子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)
	父子世帯	90.2% (平成 28 年度)	養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数を父子世帯の子供の数で除したもの (出所：全国ひとり親世帯等調査（特別集計）)

